

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 1 2 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 5 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第 6 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 6 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君

洞爺総合 支所 副支所長	片	岸	昭	弘	君	総務課長	末	永	弘	幸	君
企画財政 課長	藤	岡	孝	弘	君	政策推進 課長	野	呂	圭	一	君
住民税務 課長	宮	下	信	一	君	健康福祉 課長	高	橋	憲	史	君
子育て支 援課長	原		美	夏	君	介護高齢 課長	兼	村	憲	三	君
観光振興 課長	田	仁	孝	志	君	産業振興 課長	仙	波	貴	樹	君
生活環境 課長	高	橋	謙	介	君	上下水道 課長	宮	古	義	信	君
地域振興 課長	後	藤	和	郎	君	教育長	渋谷	川	賢	一	君
教育指導 参与	山	本	恵	一郎	君	教育推進 課長	細	江	幸	恵	君
社会教育 課長	角	田	隆	志	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	阿部	はるか
庶務係	木村	暁美			

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和6年12月会議を開会いたします。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、3番、千葉議員、4番、五十嵐議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） それでは、ご報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

令和6年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和6年12月会議の運営について。

2、調査日、令和6年12月3日（火）。

3、出席委員、私のほかに、小林副委員長、五十嵐委員、大久保委員、越前谷委員、石川邦子委員です。

4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。

5、説明員でございます。町側より八反田副町長においでいただき、概要の説明をいただいたところでございます。

6、結果でございます。洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和6年12月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間につきましては、12月10日から12月13日まで。

審議日程につきましては、裏面のとおり、本会議でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から13日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和6年12月会議、町長行政報告を読み上げて報告をさせていただきます。

1 ページ目をお目通しいただきたいと存じます。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附、住所非公表、岡田恭一氏でございます。金額は20万円でございます。文化財保護のため。

（2）金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名を含む）を含む2,074件、累計5,363件でございます。総額7,380万5,100円、累計で1億5,552万6,700円でございます。

（3）物品の寄附、静岡県御殿場市神山719、株式会社時之栖、代表取締役社長、庄司政史氏でございます。イルミネーションシート116枚でございます。

2、第49回東京あぶた・とうや湖会総会への参加について。

関東圏に居住する洞爺湖町出身者やその家族及び縁故者で組織する東京あぶた・とうや湖会の第49回総会が11月16日に東京都内で開催され、千葉議員、洞爺湖町商工会会長とともに参加いたしました。

総会と懇親会には約40名の方々が出席し、洞爺湖町の近況をご報告するとともに、洞爺湖町の特産品について紹介したところ、故郷の思い出話に花が咲き、盛会のうちに幕を閉じました。

会員の皆様は、各界において活躍されており、今後も親睦を深めてまいりたいと考えております。

3、令和6年度有珠山防災訓練の実施について。

9月30日に有珠山の山頂噴火を想定した防災訓練を実施いたしました。

今年度の訓練は、住民や保育所、福祉施設などから159名、関係機関を含む職員等106名が参加し、避難広報活動、大型バスや自衛隊車両を使用した避難所への住民搬送訓練、一時集

合場所や避難所での避難経路の確認を行いました。

また、避難訓練終了後には、香川コミュニティセンターを会場に避難所設営体験を行い、町で備蓄している段ボールベッドとパーティションの組立てや設置訓練に取り組んだほか、自衛隊車両の展示や乗車体験、株式会社ドコモCS北海道の協力により、臨時通信局を開設し、避難所用Wi-Fiへの接続体験を実施するなど、住民の皆様に避難所での初動対応を学んでいただくことができたと考えております。

今後も、防災訓練をはじめとする防災・減災に向けた取組を推進し、防災意識の高揚と職員の災害対応能力の向上に努めてまいります。

4、2024火山砂防フォーラムへの参加及び2025火山砂防フォーラムの開催について。

10月24日及び25日の2日間、長崎県島原市で開催された2024火山砂防フォーラムに出席し、砂防指定地の活用事例や無人化施工技術、日本一の自主防災組織を目指す島原市の取組などをテーマとするパネルディスカッションや、水無川の砂防堰堤をはじめとする雲仙普賢岳の噴火災害遺構の現地研修会に参加をいたしました。

また、24日に開催された火山砂防フォーラム幹事会において、2025年10月30日及び31日の日程で2025火山砂防フォーラムを洞爺湖町で開催することが決定いたしました。

火山砂防フォーラムは、火山と地域の安全や自然環境の伝承、地域づくりなどの情報を共有し、火山活動による土砂災害を防止するため、1991年に設立され、火山を抱える全国の多くの自治体が加盟しています。

当町での開催は、平成14年以来23年ぶりとなり、2000年有珠山噴火災害から四半世紀を経て、砂防指定地内における噴火遺構の保存と散策炉の整備に加え、NIPPON防災資産として優良認定を受けた洞爺湖有珠火山マイスター制度やジオパークと一体となった防災・減災の取組など、有珠山周辺地域ならではの取組を全国に向けて発信したいと考えております。

今後、周辺自治体や関係各所と連携し、町民の皆様と一体となってフォーラムを成功させたいと考えておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

5、国民健康保険税の税率等の改正に係る国民健康保険運営協議会答申について。

本年10月に諮問しておりました国民健康保険税課税の税率等の改正につきまして、洞爺湖町国民健康保険運営協議会から11月29日に答申をいただきました。

洞爺湖町の国民健康保険については、一般会計から多額の基準外繰入れを受け国民健康保険財政を運営している現状や平成30年4月から始まった国保の都道府県化において、令和12年度までに加入者の負担を公平化するため、保険税水準を統一すること、さらには、令和9年度末までに保険税賦課方式を4方式から資産割を廃止した3方式にすることが北海道から求められており、税率等を引き上げた場合の影響等を審議していただいた結果、町からの諮問に沿った答申内容となっております。

内容といたしましては、令和9年度までに資産割率を廃止し、所得割率、均等割率、平等割率を令和7年度から段階的に引き上げるものであります。

なお、本会議に洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正案を提案しておりますので、ご審

議賜りますようお願い申し上げます。

6、縄文シティサミット in とうや湖の開催について。

10月7日及び8日の2日間、令和6年度縄文シティサミット in とうや湖を開催いたしました。

当町での開催は、平成21年以来15年ぶりとなり、来賓として鈴木直道北海道知事にご挨拶をいただくなど、約360名の方にご参加をいただきました。

サミット第1部の記念講演では、東北芸術工科大学の青野友哉教授に「縄文遺跡を通してつながる地域と人」と題した講演をいただき、第2部の首長会議では、全国縄文都市連絡協議会加盟都市である18自治体の代表者による「つながる縄文シティー縄文の魅力と未来へのヒントー」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、縄文遺跡を通じたつながりをどのように未来につなげていくかなど、縄文の心や文化観を共有し、世界遺産の大切さを再認識することができました。

7、イルミネーションの先進地視察について。

11月14日及び15日の2日間、洞爺湖町商工会会長、洞爺湖温泉観光協会会長、副町長ら総勢7名で、イルミネーションを寄贈していただいた静岡県御殿場市にある時之栖を訪問し、視察研修を行いました。自社のデザインによる装飾など、イルミネーションの飾りつけの工夫などについて学んでまいりました。

8、東北地方教育旅行トッププロモーションへの参加について。

11月27日及び28日の2日間、胆振総合振興局長、登別市長、伊達市長、白老町長、壮瞥町長、室蘭市経済部長とともに秋田県大館市及び青森県青森市を訪問し、旅行会社や学校、行政機関、マスコミ等の関係者へ教育旅行誘致のためのプレゼンテーションを行いました。また、青森市長を表敬訪問し、意見交換を行うなど、西胆振への観光誘致に向けたトップセールスを実施してまいりました。

9、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略いたします。

以上で行政報告を終了いたします。

○議長（大西 智君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） それでは、令和6年12月会議における教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目でございます。小中一貫教育の導入に向けた教育講演会の開催について。

11月9日（土）、教育委員会主催による、小中一貫教育の導入に向けた本年度2回目の教育講演会を洞爺湖文化センターで開催しました。

講演会の講師、室蘭市立室蘭西中学校校長、山田誠一氏により、「義務教育学校9年間の

学びに向けて～」をテーマに講演いただき、前任校であります安平町立早来学園の事例を通じて、義務教育学校9年間の学びの重要性やその成果について具体的にお話をいただきました。また、地域と学校がどのように連携し、子供たちの成長にとって最良の教育環境を整えていくべきかという視点で、多くの示唆を得ることができた大変有意義な時間となりました。

講演会には約50名の参加があり、参加者は講師の話に真剣に聞き入り、小中一貫教育への理解を深める機会となりました。

なお、講演会の開催に当たっては、町ホームページのほか、小中学校保護者への周知を行うとともに、併せて小中一貫教育の導入に関するアンケートもインターネットで回答できるよう周知しております。

教育委員会としましては、これまでのアンケート調査結果及び今回のアンケート調査結果も参考としながら、今後、小中一貫教育の導入を目指した取組を進めてまいります。

二つ目でございます。とうや湖スポーツまつり2024の実施について。

10月14日（月）、虻田テニスコート及びその周辺を会場に「とうや湖スポーツまつり2024」が行われました。

スポーツまつりは、スポーツの日にちなんで、スポーツに親しみ、健康増進を図ろうと洞爺湖町体育協会など各関係団体が実行委員会を組織して行われました。

当日はさわやかな秋晴れの下、小学生から高齢者まで52名が参加し、マラソンやウォーキングのほか、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ「モルック」大会などを実施し、スポーツの日を楽しみました。

三つ目でございます。文化祭の開催について。

町教育委員会との共催により、「洞爺湖町総合文化祭」が、ステージ部門を10月13日に洞爺湖文化センターを会場とし、展示部門を10月26日から27日にあぶた体育館、また、吹奏楽定期演奏会を11月9日に虻田ふれ合いセンターを会場に開催され、合わせて760名の町民の方々にご覧いただきました。

また、洞爺地区では「洞爺湖町民文化祭」が、展示部門を11月3日から5日、芸能部門を11月23日、いずれも洞爺総合センターを会場として開催され、合わせて540名の町民の方々にご覧いただきました。

両文化祭は、洞爺湖町文化団体協議会並びにとうや文化協会の会員の皆様をはじめ、日頃創作活動に励んでおられる方々の発表の場として、盛会のうちに終了いたしました。

四つ目でございます。ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアーについて。

洞爺湖町と香川県三豊市の友好都市提携による小学生の交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー」は、とうや小学校及び虻田小学校の6年生と引率者を合わせた16名の訪問団が、11月22日から25日までの4日間、三豊市を訪問しました。

訪問団一行は、初日に表敬訪問のため、三豊市の豊中庁舎を訪れ、職員の温かい出迎えを受け、翌日は、三豊市の6年生と対面式を行った後、瀬戸大橋記念公園や人形浄瑠璃の見学、3日目には、金刀比羅宮での散策やみかん狩り、うどん作り体験などを行いました。北海道

ではできない体験をし、三豊市の子供たちとの友情の輪を広め、絆を深めてまいりました。

五つ目でございます。洞爺湖芸術館特別展の開催について。

洞爺湖芸術館におきまして、10月16日から11月30日まで、秋特別展「野生の学舎『いのちのかたち』」を開催しました。

展示された作品は、野生の学舎がワークショップを通して子供たちとともに作り上げたもので、洞爺湖で採取できる自然の素材を顔料として描いた大型作品や、版画、写真など数多くの作品を展示しました。

また、10月22日には、とうや小学校児童も参加して芸術館前庭にモニュメントを完成させ、11月15日には、洞爺湖芸術館友の会主催により、砂澤凉子氏と野生の学舎を主宰するアーティスト新井祥也氏との対談を行うなど、展示だけではなく多くの方々に楽しんでいただける特別展となり、開催期間は約950名の方々にご来場をいただきました。

六つ目でございます。各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第5号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

五十嵐委員長。

○総務常任委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて、報告とさせていただきます。

報告第5号所管事務調査報告書。

令和6年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

総務常任委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査。

1、調査事項、小学校・中学校の現況について。

2、調査日、令和6年11月27日（水）・28日（木）。

3、出席委員、私、室田副委員長、小林委員、大久保委員、越前谷委員。

4、説明員等、教育委員会、渋川教育長、教育推進課、細江課長、虻田小学校、横山校長・荒木教頭、虻田中学校、鈴木校長・荒地教頭、とうや小学校、羽根校長・田中教頭、洞爺中学校、内山校長・古沢教頭・深谷教諭・越智教諭、洞爺湖温泉小学校、柴田校長・竹内教頭。

5、調査結果。

町内の小学校3校、中学校2校の現況について、訪問し調査を行った。

なお、各学校には限られた時間内に調査を実施するため、事前に質問事項を提出し、当日説明を受けた。

①不登校の状況について。

現状を報告いただき、事案があればその原因と対策を伺った。4校で事案の報告があり、その原因は家庭環境、学業の不振、友人関係、生活リズム、病気等となっている。小学校の不登校が中学校でも継続する傾向が見られる。各学校では、状況を個別に的確に把握した上で、具体的には専門カウンセラーの活用、個別授業、オンライン授業、通級授業、特別支援学級への参加等で対応している。

②いじめの状況について。

現状を報告いただき、事案について原因と対策を伺った。全学校でいじめの事案があり、年数回のアンケート調査で、実態を把握している。嫌な思いをしたことがある事態でいじめと判定し、早期に解決する対応を行い、重大事態にならないように努力している。このことから、おおむね事前に処置されており、落ち着いた状況となっている。

③クーラーの設置効果について。

昨年の猛暑を受けて、今年度は各学校にクーラーが2か所設置されたことから、その効果について伺った。保健室には全学校で設置されており、もう1台については、各学校で使い勝手のよい箇所に設置されていて、気温を基に、授業内容等を学年ごとに把握した上で適宜利用されていた。今年の夏は去年ほどの猛暑ではなかったことからうまく対応できたが、来年度の全教室への設置の期待の声が全学校で聞かれた。

④学年相応の学力について。

全国学力・学習状況調査に基づいた報告を受けた。全国・全道の平均を上回った学校がある一方で下回る学校もあり、学力向上が継続した課題となっている。全国学力調査は、対象となる児童生徒が毎年変わることや、受ける人数等で大きく結果が変化することから、内容をしっかり分析し、個々の学力を把握している。学校ごとに学力向上に向けて様々な取組が行われているが、結果が伴わない現状となっている。

⑤ICTの活用状況と課題について。

タブレットが一人に1台ずつ貸与され、授業に大いに活用されているほか、家に持ち帰り、家庭学習にも役立っている。また、学校と家庭の連絡手段としての活用や、教職員の校務に

も活用されているが、P Cの処理能力や個々のスキルなどの課題もある。また家庭における利用については、通信設備の負担や目的外利用（動画、音楽）などに課題がある。

⑥部活動の状況について（中学校のみ）。

中学校の部活動について、生徒数の減少から、部活動の休止や廃止が進み、地域移行が現実となっている。吹奏楽部がかろうじて両校で存続している現状である。スポーツの部活では個人種目での大会参加が可能なバドミントン部が活動できる状況となっている。

各学校から質問回答を受け、現況調査を行った中で、総務常任委員会からの意見として、I C T関連では、タブレットの予備設置、校務用P Cの処理能力の改善や容量不足の解消、A Iドリルの継続導入、家庭での通信環境整備が困難な世帯に対する助成の検討。また、児童生徒の状態に応じた支援員の拡充。教育環境の充実整備の観点から、校舎の不具合の解消、特にトイレの洋式化。これらに関して、教育委員会として取り組むよう要望いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第6号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

石川邦子委員長。

○経済常任委員会委員長（石川邦子君） 経済常任委員会から報告を行います。

報告第6号所管事務調査報告。

令和6年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、石川邦子。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

調査事項、J Aとうや湖の現況と課題について。

調査日、令和6年11月21日（木）。

出席委員、私のほか、大屋副委員長、千葉議員、今野委員、石川諭委員、板垣委員。

説明員等、高井代表理事組合長、木村理事参事、斉藤営農販売部長、黄金崎農産青果第1課長兼クリーン農業推進課長、大沼農産青果第2課長、山本農産青果第3課長、遠藤農業振興課長、佐野洞爺総合支所長、片岸副支所長、農業振興課、村上課長補佐。

5、調査結果。

令和5年度のJAとうや湖の全体販売高における洞爺湖町の取扱高は、青果指導販売課で14億6,858万円、農産指導販売課で3億3,273万円、畜産指導販売課で3億4,260万円、全体で21億4,391万円、前年度と比較し2億8,469万円の減となっています。

その減の要因としては、高温多湿の影響、品質低下や病害虫の多発、ビートの抵糖、小豆の二次成長の影響などが挙げられています。また、畜産部門においても、暑さによる乳量の減少や飼料高騰など、大変厳しい状態となっています。

令和6年10月末現在では、夜温と湿度が低かったことなどから、前年度に比べ病害虫の発生が低い傾向でした。また、一部では収量・品質の低下が見受けられたものの、価格、収入面では安定し、よい面もありましたが、依然として経費の高止まりが続いております。畜産部門では、昨年度と比較すると黒毛和牛の平均価格は前年を下回っていますが、評価は高く市場平均価格を上回っています。乳牛においては、昨年の高温の影響により、乳量が前年を下回っている状況となっているところです。

地球温暖化等の影響に伴う高温等の異常気象などの今後の対策については、新たな輪作作物として小麦への転換及び大豆の作付の検討を行っております。その中で小麦乾燥施設の整備が必要不可欠であり、その導入に当たり町の支援が必要と思われます。

また、町全体の農家戸数について、合併時と比べ、高齢化等の影響により戸数が激減していることから、その対策として本年度より農協自らが農業経営を実施し、若手職員プロジェクトにより、サツマイモの作付から収穫まで行い、また、外国人労働者の通年での雇用対策として、サツマイモの選別や育苗作業を計画し、労働力の確保対策を行っております。

さらに、現在5か年の農業振興計画の見直しに当たり、畜産対策についても、飼料高騰対策、労働者確保対策、和牛ヘルパー制度の創設及びTMRセンター（牛の給食センター）の導入なども併せて検討し、これら計画に伴う対策等の町の積極的な支援も必要と考えます。

所管事務調査その2。

調査事項、NPO法人洞爺まちづくり観光協会の現況と課題について。

調査日、令和6年11月21日（木）。

出席委員、同じであります。

説明員等、京谷会長、田中理事、大石店長、星川主任、成田事務員、佐野洞爺総合支所長、地域振興課、後藤課長。

調査結果。

NPO法人洞爺まちづくり観光協会（水の駅）の所管事務調査において、入館者数の現況

の報告、販売売上の状況、事業収支状況等の説明を受け、前年度と比較すると、入館者については1,500人程度の減、販売等の収益は221万5,000円の減、事業収支も赤字の見込みとなるなど、全体的に伸び悩んでいる状況となっています。それらの販売事業や事業活動の減となった要因について、水の駅に来られる来館者は、お米の購入を求める方が多く、昨年のお米の販売は5月で完売し、さらに、お米の流通上の問題や在庫の確保ができない状況となったことが大きな要因であるとの報告を受けました。

協会が抱える課題としては、調査時点において事務局長が不在となっており、人材の確保に向けて鋭意努力しているものの、不在の状況が長引いていること、さらに協会の業績の低迷から低賃金であることなどが課題として挙げられており、従業員の人材確保にも苦慮しているとの報告がありました。

また、協会からの要望事項につきましては、駐車場の増設や駐車場内の白線の線引き、施設内のじゅうたんの取替え、外壁等の老朽化に伴う修繕や、改修要望などがあったところです。

なお、これらの課題と要望につきましては、新たな農産物出品者の新規会員の増を目指す新規勧誘の取組や各種事業の見直しなど、協会内での自助努力も必要な部分が多く見受けられるところではありますが、町と協会がお互いに情報交換等を行いながら、積極的な支援や助成も含め、引き続き検討していただきたい。

以上報告でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時39分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を進めます。

（午前10時50分）

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、3番、千葉議員から5番、今野議員までの4名を予定しております。

初めに、3番、千葉議員の質問を許します。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 改めましておはようございます。

私も議員、7期目ですけれども、1番バッターというのは初めてでありまして、今回3点

ですけれども、町の方向性と、また提案ということでございますので、私の思いの中では、うまくいくかなと、いいお答えいただけるかなと思つての提案をさせてもらいたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

1 番目ではありますが、ライドシェアについてであります。

実は昨日もちょっと温泉で、洞爺湖温泉でちょっとした会合ありまして、懇親会やりましたら、やはりライドシェアの話が出てまいりました。帰りはどうするのと、予約しているのという話でございます。

本当に地元から地元のタクシーがなくなりましてね、どうなるのだろうということありましたけれども、町のご努力や、いろいろ自動車ですか、札幌大きな会社が来ていただいて対応していただけるというお話でございました。

去年の1月16日に回覧で回りました、各戸、全戸配布ですね。洞爺湖町地域公共交通活性化協議会からのお知らせということで、1月16日よりタクシー事業者が変わりますということで、電話番号を書いています。そして午前7時から午後7時までということでスタートしたと。それ以降も、やはりタクシーにつきましては、なかなか不自由な面があったものですから、いろいろお話が町のほうにも寄せられているのではないかと思いますし、やはり地元でも、飲食店をはじめ、様々な方からタクシーの不自由さはあったのかなというふうに感じているところでございます。

その辺を踏まえて、町として、今のタクシー事業、どのように捉えておるのかということをもまずお聞きしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） ただいまの質問でございます。

本年1月16日以降、札幌交通から事業を引き継がれた互信ホールディングス傘下の明星自動車町内唯一のタクシー事業者として現在営業を行っていただいております。

明星自動車洞爺営業所の現状でございますけれども、登録台数は小型7台、ジャンボタクシー2台を保有しまして、運行管理者2名、運転手7名の体制でシフトを組んでおりまして、毎日小型4台から5台での運行を基本としております。

このうち運転手1名が、10月から当町のコネクトタクシーの運転のほうに従事されております。営業時間につきましては、今、議員のほうから説明がありましてとおり、午前7時から午後7時までと、現状のほうは現在も変わっておりません。

それから、利用状況については、多くはインバウンド、外国人の方が中心で、この方たちはサイロ展望台ですとか昭和新山だとか、そちらのほうの観光で使われる方が多く、最近では地元の利用客も順調に増えておりまして、日中は全台が順調に稼働しているというような状況でございます。

現状は今、議員のほうからも言われましたとおり、町民の皆様、それから飲食店関係者の皆様にご心配をおかけしているのが、夜間のタクシーが利用できないという不安を持っておられる方が多くいることは町としても十分承知はしております。

近年のドライバーの高齢化、それから深刻な人手不足は当町のタクシー事業者においても同じ状況でございまして、加えてドライバーの長時間労働の規制も加わり、現在の人員でシフトを組むのにも相当ご苦労されているというふうに伺っております。

そのような理由から、夜間の営業時間延長にまでは現在至っていないのが現状でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 日中、その他その辺のところでは町民の方々に不自由はないようだ、タクシー事情では。やはり夜のほうのその運行の関係で、やはりちょっといろんな不安があるという面があるかなというふうに感じています。

実際、洞爺湖温泉の飲食店などはやはり、地元のお客がなかなか行かないというような面もあるのかなというふうに感じていますし、また最近、その救急車の問題もありますけれども、夜間のたまたま救急に行きたいのだけれども、中途半端で困ったなというようなこともあればやはりタクシーかなと思うけれども、7時で終わってしまえば、身内がいればいいかもしれませんし、知った人があれば、頼むわということになるかもしれませんけれども、やはりその辺のところ、いざというときのやはりタクシー、やはりこれも今7時から7時ということですけども、その辺のところでは不自由を感じているのだらうと私は感じています。

それでライドシェアが必要なのだらうというふうに私感じているのですけれども、そのライドシェア、商工会も、その時間の延長とライドシェアについて検討願うということが今回も出ましたし、前年度もたしか出ていたと思います。

なかなか町の思惑と、管理会社、大手のタクシー会社でありますけれども、なかなかそんな簡単には行くものではないということは承知しています。ただ、その辺のところをどういうふうにかみ合わせていくかということがやっぱり必要だらうと思います。

そんな中で、今申しましたが、商工会などから出ている案件について、どのようにこれから捉えていくのか、その要望に対して、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和6年11月26日付で洞爺湖町商工会から要望書を町長宛てに受けております。この中で、タクシーの運行時間の延長、それからライドシェア等の要請がございました。

先月の11月13日、私と担当3名で互信ホールディングスの本社を訪ねて、この夜間のタクシーの運行時間の延長のお願いと、それから洞爺湖版のライドシェアについて話をいたしました。

まず、夜間のタクシーの運行時間の延長につきましては、先般、明星自動車から連絡がございまして、12月の17日から31日まで、日曜日を除く夜の7時から9時まで、2時間営業時間を延長しまして、日頃お世話になっている洞爺湖町の皆様のために、今、明星自動車でき得る限りで協力したい旨の連絡をいただいたところでございます。

1月の延長については、この12月の稼働の状況によって検討したいとの回答でございまし

た。

なお、12月17日からの営業時間の延長につきましては、本日12月10日付の町内の各戸配布におきまして全町民に周知を図ったところでございます。

ライドシェアにつきましては、次の通告書の質問の中で回答させていただきます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 今日、10日付の全戸回覧、また同じようなものが入ります。実は商工会のほうはちょっと先に回ってきていまして、昨日もその話題でなっていました。12月17日から31日まで、今言われたとおり、日曜日を除く午前7時から午後9時まで、31日まで営業しますと。でも短いねと、9時で終わるのかいという話で、多少7時から7時よりは2時間増えたのでいいかもしれませんけれども、もう少し10時、11時にならないのかということです。

その辺のところを、今、国でも、ライドシェアについては積極的に推し進めていると感じています。各地域でも、それぞれ今、言われたとおり、洞爺湖版のライドシェアがあるように、横浜ですとか、それぞれの地域で、横須賀版ですとか何とか版とかと、そのありようが検討されているみたいです。そしてこのうちの町も、そういうことを考えると2時間、3時間延ばしてもらうというのを町として支援はできないのか。また、国もね、進めているのですから、何か補助金ですとか、技術的なこともあるかもしれませんけれども、何かそういった財政面とか、そういった支援はないのか。まず国の方針からまず聞きたいと思います。あるかないか、お願いしたいです。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 先ほど、先月の13日に互信ホールディングスの本社に尋ねまして、ライドシェアについてのお話もしてきました。札幌圏においては既にライドシェアが導入されておりまして、明星自動車さんもこれに従事されているという話を伺っております。

実際、ドライバー1名を雇用して、ライドシェアに向けて準備をしているけれども、まだその1名の方は、実際にライドシェアで動いていないので、札幌の圏域で今ライドシェアを導入されているようなのですけれども、あまり動きがないというようなお話も伺っております。

ライドシェアにつきましては、議員もご承知のとおりだと思いますけれども、この夜間のタクシー問題解決するため、当町の手段としましては、タクシーが足りない地域などで、今ご説明あったように、一般ドライバーが自家用車などを活用して有料でお客様を運ぶ、日本版ライドシェアが2024年4月から開始されまして、都市部、東京、横浜だとか都市部を中心に現在日本各地で実証開始がされております。

洞爺湖町におきましても、この日本版のライドシェアに向けて、互信ホールディングスと協議を現在も継続しているところでございますけれども、日本版ライドシェア導入に向けては、登録する一般ドライバーをタクシー事業者が管理して、サービスを実施することが必要です。また、運輸局への認可申請など様々な問題もクリアしなければなりません。

そのようなことから、今後はこの日本版ライドシェアのほかに、市町村だとかNPOだとか商工会等が運送主体となる公共ライドシェア、このようなものもございますので、こちらの検討も含めて、洞爺湖地域の実情に応じて、地域交通の担い手、それから移動の足の不足解消に向けて、当町で取り得る最適な解決策を選択したいと考えております。

また、ライドシェアを導入した場合に、利用をされる方々の安全ですとか安心だとか、その確保についてもどのように図っていくのかというような丁寧な説明も必要だと考えております。

いずれにしましても、人口減少が進む中、高齢化やドライバーの減少は避けられないことから、洞爺湖町の夜間空白、タクシーのですね、空白時間を補うためには、住民の足を確保するため、住民同士が支え合う、住民が住民を運ぶ共助型のライドシェアといえますか、そのような考え方も取り入れていく必要があると考えております。

需要に応じた手段を組み合わせ、洞爺湖版のライドシェア導入に向けまして、洞爺湖町の地域公共交通活性化協議会においても、今後、検討しまして、地域交通の維持を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 洞爺湖町版のライドシェア、いろいろまた模索するのかもしれませんが、今言われたとおり、NPOですとか商工会ですとか、様々なところが入り込んで、そこが管理会社とともにですか、やるということになるのかなという気はしていますけれども、7時まではいいかもしれませんが、9時ですか、今回9時ですか、その以降の問題というのはやはりいつ来るか分からないタクシーですからね。暇なときは1日1人も来ないかもしれない。でも、何かためにやっぱりなきや駄目だと、町民の方に不便を感じさせると、それが飲食店であれば、少しぐらいというふうになるかもするかもしれませんが、これが高齢者や病弱者、また、他町から来るそういった観光客の利用者になると、やっぱりうちの町は不便だなというふうに感じるのかなというふうな感じもするのです。地元でも、やはりそんなところがあるわけですから、観光地として、やはりライドシェアというのは考えてもらいたいということです。

今、先ほどお聞きしたのですが、国の支援というのは別にないというふうに捉えていいのでしょうか。

それともう一つ、町の支援というのはこれから、まず国の支援、道の支援で結構ですが、その公共のね、うちだけじゃないその支援があるのかどうなのか、政策として、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 国や道の支援につきましては、このライドシェアに関しては、今のところこれといった支援というのは、アドバイスのものもあるのですが、そういった財政面の支援というのは、特にこれといったものはございません。

それから、ちょっと答弁漏れたのですけれども、11月13日に明星さんに訪問したときに、その夜の9時以降の延長の部分について、これについてもやはり町民の皆さん、飲食店関係の皆さん、非常に不安に思っている方が多いので、何とかその時間、せめて12時とか深夜の1時とか、その辺りまで何とか延長のほうもお願いできないでしょうかというお話をしたのですけれども、ドライバーのまず問題、これがシフトの関係もあって、なかなかその昼間の時間帯でドライバーさんが結構歩合制なものですから、稼げているので、その夜の時間延長すると、その昼間の時間をシフトを割いて、夜の時間に振り替えるということで、本当にその需要があるのかどうかというところをまず明星自動車さんのほうでは非常に懸念されておりまして、町からの補助があれば、何とか考えても、もし採算が取れなければ、そのような町からの補助というの、今後、検討していただけるのであればということでしたけれども、何せ運転手不足の問題、今、募集もハローワークなどを通じてかけているようですけれども、なかなか人が集まらないう、採用されないというような問題もあるというようなことで、実際そのような延長にまでは現段階ではちょっと考えられないかなというようなところが現状でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 難しいドライバーの問題ですね。

ライドシェアというのは自分の車で、一般の方が運転して、それを解決してもらっているわけです、送ったりするという、それがきちんと順序立ててなっていればできるわけですよね。だからうちの町の町民の方でも、やっぱり二種免許を持っていなきゃ駄目なのだろうと思いますけれども、そういう方はいっぱいいらっしゃるんじゃないかなと。そういうのをちょっと1回ね、もしこういうことを町で立ち上げた場合、それがNPOかどこが主となってやるか分かりませんが、私は町の支援をしたと思うのですけれども、そういったことをまず把握しておく、何かのときに、そこからいくと、電話は。というような、だから、常時置いておくと、本当言ったら採算の面でなかなか難しいところあるかもしれません。あるかもしれませんが、その辺は洞爺湖町版のライドシェアというのは、もう少し突き詰めて考えてもらいたいというのが今回の提案なのですけれども、ちょっとお答えできずかね。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） その採算の面で、日本版ライドシェアの導入というのは、タクシー事業者が主体となってやっていただく制度なものですから、さっき答弁しましたとおり、公共ライドシェアというような取組を行っている市町村もだんだん増えてきておりますので、町が主体となったり、例えば商工会とか、観光協会とか、そのようなところが運営主体となるライドシェア、公共ライドシェアという考え方もありますので、そちらのほうも併せて検討したいと思っております。

それから、一般ドライバーが自家用車を用いてライドシェアを行う場合は、二種免許というのは必要ございませんので、そこら辺はハードル若干低くなります。ただ、安全とか安心

面とか、やっぱりプロのドライバーじゃないものですから、タクシー会社でやっぱり講習などを受けていただいて、実際ライドシェアに従事していただくようなことになるのかなと思いますけれども、いずれにしても、明星自動車さんとは今後も、日本版ライドシェアなのか、それとも公共ライドシェアなのか、その辺りもちょっと検討した中で、活性化協議会の中でもこれを議題に上げて、町としてどういうふうに対応していくかというところを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） やっぱりあっていいものだと思うのですよ。私のうちの町は、やはり。そしてまた、こういったことを取り組んでいる町も結構あるような気がするのです。先行されてね、そんなことはいっぱい失敗繰り返しているかもしれませんけれども、うちもやっぱりそれに取り組むと、前もって基本的に。もうこの状況が続くのであれば、もうだんだん採算合わなくなればまた撤退しちゃうとか、少なくなるって話にもなりかねませんし、やっぱりこれからますますうちの町は、少子高齢化もまだまだ進むわけだし、観光地という洞爺湖温泉持っているわけで、先ほど言ったように高齢者、またいろんな病気を持っている方々の安心にもなるだろうと思いますので、ぜひ今言われたというところをお願いしておきたい。また、ぜひ検討課題として、それに取り組んでもらいたいなというふうに思います。

町長もあるでしょうけれども、一ついただいて、この件を終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、千葉議員からございました、まさしくこのタクシーの問題、僕も温泉のほうに住んでいるものですから、そういった面では、会うたびにどうなっているのだということで、これから年末年始にかかってくると議員各位もいろんな要望が出てくるのかなと思っています。

今、課長のほうからございましたように、やはり明星さんのほうで一生懸命取り組んでいただいて、何とか年末は、7時から19時を2時間増やす、オーバーするということなのですが、私も元バス会社の運行管理者ということでやっておったのですが、やはりこの2024でタクシーの乗務員が不足しているところもあって、先方の札幌の会社の社長とも何度もお話をさせていただいているのですが、何とかこの足を確保できないかということで考えているところですが、いかんせん昼間がかなり回転しているものですから、夜までということで、やはりそういった点で新しい乗務員を募集していかなければいけない、そういった観点も必要だと思います。

あと、今、公共という話ありましたが、ニセコモデルというのが、この間、ニセコ町長の片山さんとかも動いて、去年の12月から今年の3月までニセコモデルというパターンでございました。全部で2万件ということで、1日200件の乗車率があったということで、今年の12月からもやるということなのですが、これは北海道ハイヤー会社、全国ハイヤータクシー、そしてまた国交省のジョイントのお仕事なのですが、ライドシェア、ニセコモデルということで、こういったところで9割がインバウンドの方、そしてまたGOアプリというの

を使って、もう乗る前にも全て決済してしまうと、そういったこともあるので、観光地としては今後こういったことも含めて、ただ今回一番大事になってくるのは観光客ではなくて、やはり地元のお客さんを対象に、また今、千葉議員からお話がありましたように、やはり安心安全というか緊急の場合とか、高齢者に対する対応という点も考えて、いま一度課長答弁ありましたように、洞爺湖地域公共交通活性化協議会というのは、くくりがございますので、そこからもう一度確認して、先方のタクシー会社さんとももう一回お話しして、また特別な洞爺湖モデルということになれば、いろんな財政的なものも出てきますので、それはまた議会ともお諮りをさせていただきたいなと思っているところでございます。

取りあえずこの1か月間、この年末はこの2時間ということで、そこからまた検証して、前に進めればと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） このライドシェア、やはり取り組んでいるという町の姿、やはり必要だと思います。取り組んでいないわけじゃないのだろうけれども、こうやってぼつんとやって、7時から9時かと。会社がやるのだなというだけで、町がどれだけ努力している姿が見えてこないというのがありますから、きちんとその辺のところはできることはやってく、できないことはきちんと、これはこうなのだけれどもと、負担が多過ぎてできないとかという話になるかもしれませんし、その助け方もまたあるかもしれません。それができないとなればね。だからそういったことは、きちんとその検討委員会も含めて、そういった弱い方々、また困っている方々、ましては温泉であつたら、そういった飲食店だって人が行かなきゃ困るわけで、そのことを含めた中で、ちょっと大きな枠の中で考えていただければというふうに思います。

次に、ネーミングライツということでお願いをしたいと思います。

ネーミングライツ、これは命名権ということであります。施設やイベントを命名できる権利のことということですね。企業側は施設の命名権とそれに附属する権利を持つことができる。持つことができるのです。そして売却した施設側も契約金を得て、施設運営に充てることができるということで、何かあちらこちらの自治体で、もう大きく始まっているところもあるようです。今回札幌ドームも、なかなか運営もうまくいかないので、名前をとということで応募して、なかなか決まらなかったけれども、何か2億幾らかで決まったと、名前が。大和かね、という話ですよね。そんな格好でやっぱり企業も、もうあそこで組んだらその名前呼ばれるわけだし、施設側も喜ぶというようなことが多々あるのだろうというふうに思います。

また、うちの町はあまり取り組んでないのかなという感じするのですけれども、町長が、洞爺湖マラソンですか、あのときに航空会社の権利があつて、そういった看板にすればというお話ありましたけれども、なかなか実態とは離れたところもあつたような気がします。正式に、もううちの町としてやってもらいたいというのが今回の質問でございます。

取りあえず、この辺のところを踏まえてご意見をお話しいただければありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 自主財源の確保を図るため、ネーミングライツに取り組んではどうかという貴重なご意見、大変ありがとうございます。

ネーミングライツは、契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与させる代わりに、命名する権利を取得した企業などから対価を得まして、施設の運営維持や利用者のサービス向上を図るものであります。これを導入することによりまして、両者は双方向のメリットを享受することができます。企業にとってのメリットは、広告効果とイメージ向上にあり、また、地域社会と深く関わることで、地域貢献としての側面を持ち、企業のイメージ向上にもつながるものと思っております。施設側にとってのメリットは、命名権料を得られる収益、スポンサー企業からの支援による集客力向上です。

ネーミングライツを募集するに当たって注意すべき点ですけれども、まず一つ目に、条件を明確にする、対象施設を明確にする。今回、虻田体育館、それから文化センター、ネーミングライツどうだろうかというご意見でございますけれども、そのような対象施設を明確にするということ、それから、契約期間を提示する。ちょっと調べましたら、1年間で期間をされているところが多いというのがちょっと確認できました。

それから二点目としまして、メリットを具体的に提示すること。

企業が広告として何を宣伝できるのか、それから応援していただける場合は、その財源を町の何に財源を充当しましたということを具体的に使い道を提示すること。

それから三つ目、最後ですけれども、ネーミングライツを行っていること、これを広く周知することだと考えております。

命名権は簡単に売れるものではなくて、企業としても、適切な価値かどうか、リターンがあるかどうか、判断する時間が必要ですので、まずは町のホームページ等で対象施設を明確にして、ネーミングライツ募集の広告を行うことが必要だと考えております。

また、命名権の販売ポータルサイト、このようなサイトもあるようなので、それらも活用しながら広く周知していくことが必要であると考えております。

今後、行財政改革、今やっておりますけれども、その改革の項目の中にも、このネーミングライツを加えて全庁的に今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 全くそのとおりでね、財政が大変厳しい中です。うちの町だけではありませんが、そういったところは手をこまねいているだけじゃなくて、やっぱり自分から稼ぐというようなことが大変だろうと思います。ネーミングライツということに表題にしましたけれども、中身はやはり財政が大変なので、こういったことも手がけたらどうだろうかという提案です。

それで一つ、山形県西川町、西川町ってご存じかと思います。何か最近ちょっと有名になったようですけれども、ちょっと読ませていただきます。

12月4日、テレビ朝日系全国放送チャンネル、スーパーJチャンネルにて、自ら財政を稼ぐ、本町のかせぐ課の取組が放送されました。トレーラーサウナ、施設命名権NFT、町長講演NFT、副町長相談NFT、デジタル住民票NFTの取組が紹介されています。報道後、大臣や国会議員からもお問合せをいただいております。菅野大志さんという、これはもともとこの町の人なのですが、46歳、この町は人口4,700人で高齢化率47%です。でもこの方はなんか、金融庁や財務省、また内閣官房にいた方らしくて、それで地元に戻っていろんな改革を進めているということです。

その中で今お話しした命名権NFTと、これこのNFTって何かなと思ったら、やっぱりちょっと難しいのですけれども、非代替性トークンの意味ということで、ブロックチェーン技術を活用したデジタル資産の一種であり、それぞれのトークンが独自の価値や特性を持っていることだったり、難しいのですけれども、でもホームページ見ましたら簡単にばって書いているだけなのですね。それで結構集まるのですね。それがまた企業のふるさと納税につながっているんじゃないかって。

ですから、そういったところもやっぱり読み込みながらというか、勉強してもらいながら、やってもらうとありがたいなと。やっぱりこの町ね、消滅する町の一つなのです。うちらも多分にあれですけれども。確かに必死なのです。

今回、議会の補正予算また後で出ましてね、みんな上がるとかありますけれども、どこの町も大変なのです。頑張って、その地区も頑張っている話ですから、その辺とかもきちっと勉強していただいて。これは本当に要るらしいですよ、ですからちょっと、そのNFTってところはちょっと私もはっきり説明はできませんけれども、そのかせぐ課というところもね、ぱっと見たら何人もの若い人がぱっと並んで、役場の職員がいるのですね。それがそうしたらこの町長ね、2億円かけてDX、全町民にタブレットを無償で渡したらいいですよ。2億円ですけれどもね。本当にいろんなことをやっている。本当にこんなことも財政がなきゃ駄目でしょうけれども、でもやっぱりそういったこともやっていると町の人たちも頑張っているなということも理解できるなというふうなことも伝わってくるのだらうと思います。

そんなことも踏まえて、ちょっとかせぐ課みたいところ、ちょっとまだちょっと分からないかもしれませんが、施設命名権NFTというのがあるというのですから、このところを、今ちょっと話しましたけれども、どう思われますか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからありました、まさしくネーミングライツ、これは本当にこれから非常に大事なところで、本当タイムリーなご質問いただきありがとうございます。

10月に、ちょうど縄文シティサミットがございました。そのときに洞爺湖町で開催したときに、東北の方たちが、ちょうどJR洞爺駅を利用してきたときに、町長、JR洞爺駅と役場こんなに近いのだねということで、ちょっとうちにあるのは、あの壁面使ってもうちょっと自分の洞爺湖町の宣伝できないのと、毎回特急が止まっているのに、ただ単に、ようこそユネスコ世界遺産、縄文だけではもったいないよと、もっと例えばネーミングライツの看板ではないのですけれども、そういったものも含めたらどうだといった意見もあったところで、いろいろ考えていたときにこういったところと重なったところがございます。

今本当に札幌ドームみたいな、あのでかいところじゃなくても、例えば洞爺湖文化センターの、文化センター全体ではなくても、例えばその入り口のホールだけでも、例えば何らか建設ホールだとか、何だか商店だとか、そういったものも入れて、同じ全体の施設でも、細切れにしてもいいのかなと思っているところでございます。

今NFTのございました、NFT、実はこれ、デジタルコンテンツを守るということで、余市で既に齊藤町長のところでやっているのですが、ワインに、ウサギとワインでくっつけたやつのデザインを使って、これも非常に、かなり高額で、後ほど野呂課長のほうからNFTについては言及させますけれども、非常にいろんなデジタルコンテンツも、これふるさと納税の中で出てきておりますので、ネーミングライツとはちょっと若干NFT違うかもしれませんが、ぜひこの施設、例えば公用車も洞爺湖町の公用車に例えば期間限定ですけれども、シールで〇〇ホテルだとかということも、もう本当にほかの町ではやっているの、そういったことも含めて進めること、これは当然いろんな協議をしますけれど、そういったアイデアをつぶさないで、しっかりと進めていければなと思っているところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） ただいまのNFTのご質問ですが、ちょっと通達になかったものですから、分かる範囲でよろしく願いいたします。

議員のほうから、様々な仕組みで稼ぐべきじゃないかという貴重なご意見大変ありがとうございます。NFTにつきましては、少しちょっと難しいのですが、仮想空間というところが、今インターネットで仮想空間の中に世界をつくっていき、そこでアバターと呼ばれる自分の分身、そういったものを生活させるというのがちょっと今流行りつつあると。

その中で流通する貨幣、今ビットコインですとかイーサリアムというのがあるのですが、そういったもので購入できる、例えば写真とか、この写真が、ただ売るのではなく、限定5枚とか、10枚とか、そういったことで価値を高めながら販売することで、通常数万円なのが、数十万円、数百万円というような形で売れるというのが、この仕組みでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） このNFTを何か自治体で初めてやったのが山形県の西川町らしいです。山形県西川町、もう昨年、近いのですけれども、実績が。大成功しているということです。

から、ぜひ勉強してもらいたいと思いますし、町長が言われたように、壁面を使うですとか、ありましたけれども、私ちょっとネーミングライツ、ちょっと分からないですけども、パソコンいじると、何か京都ではトイレが命名権、TOTOのトイレ、それは10万円ですって、たかが10万円だと思いますけれども、トイレに命名権つけて10万円でした。そうしたら京都だって、それは維持運営に役立つわけです。そういった少額であっても。だから、今言われたように分けて、今、町長言われたけれども、分けて募集するとか、何か方法あると思いますけれども、そんなやり方もあるのだなと思います。ですから、うちから公共施設でできるのであれば、これは無理だろうと言わないで、やっぱり全部たたき台から、もう歴史公園ですとか、サッカー場だとかありますね、中島の。

そういったことも、できるできない、いろんなものがあります。補助金の問題ですとか、地域の歴史、環境があれば。でもやっぱり、そういったものは売っていく、少しでも。そのほうが、やっぱりこれからまたかかるのですから。そういったことも考えながらぜひともトライしてもらいたいと思います。

それと2番目は、企業版のふるさと納税ということで、ちょっとこの辺のところを説明いただければ、企業版のふるさと納税について、これできるかできないか。ネーミングライツ。
○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） 企業版ふるさと納税を活用したネーミングライツにつきましては、国からの通達では、地方自治体と寄附を行った法人との間で無償のネーミングライツ契約を締結することは内閣府令から禁止する、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与することに該当することから認められないということとなっております。

つまり、我々地方自治体におきましては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性や透明性に係る説明責任を果たす義務がある以上、企業版ふるさと納税を活用したネーミングライツは、利益供与に当たるので、難しいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 無理だということですね。

でも、企業のふるさと納税というのは、これからまだ伸ばしていかなきゃいけないと思うのですけれども、その辺のところ、_____になりますけれども、担当課長方、町長から話ができれば、お聞かせいただきたいと思うのですが。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） 企業版ふるさと納税、こういった増加に向けた活動につきましては、現在、企業版ふるさと納税の活用に向けまして、内閣府の企業版ふるさと納税マッチングアドバイザーの助言を受けながら、当町の魅力に関心を持つ企業とのマッチングを進めてございます。

当町は豊かな自然に恵まれ、海や山、湖といった自然資源を有するほか、環境サミットを開催した実績があり、縄文文化が世界遺産に登録されていることを大きな魅力としてアピー

ルしながら、企業の連携を深めて地域振興につなげていきたいと考えております。

今後も引き続き地域資源を生かした取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 本当にふるさと納税増やしていかなきゃ駄目だと思うのですが、議員に、北海道町村議会時報というのが届きます。そして毎回、そのところに、各議会の議長が随筆が、寄稿文があるのですが、今回は白糠町議会の議長がちょっとふるさと納税にちょっと書いているので、ちょっと読ませてもらいたいと思って持ってまいりました。

白糠町は平成の大合併時に自立の道を選択し、当時は当初予算の編成もままならず、理事者、議員の報酬、職員給与のカット、住民の皆様にも様々な協力をいただきながら、起債償還のピークである平成20年代前半まで厳しい道のりを歩きました。その後も財政状況は厳しく、新規事業の着手は難しかったものの、身の丈に合ったまちづくりとして、インターネットの活用に着目しました。当町には海や山を問わず、豊富な食材があり、企業や個人経営者が魅力的な商品を開発していましたが、広域な発信や注文をさばくマンパワーが不足していたことから、それを役場が引き受け、楽天市場に地方公共団体として初のインターネットショップのしらぬか町商店を出店しました。町職員が注文を受け、業者から商品を引き取り、梱包発送し、クレーム対応まで行うことで、事業者は自らの生産活動に集中できる時点がありました。一定の目的を達成した当商店は地元企業へ移譲されましたが、そのノウハウはふるさと納税制度の活用が大いに役立つことになります。平成27年度から超後発組としてふるさと納税制度に参入した当町ですが、業務内容は、しらぬか町商店と変わらないものであり、企業への参入要請もスムーズに進み、実績を伸ばす中で大手企業の協力規模を拡大し、令和6年度は約168億円のご寄附をいただけるまでに成長しました。

この白糠町、私ら有志会、ポケットマネーです。政務活動費ありませんから。行ってきたこともあります。そのとき何か町長から実はお話を受けて、私この一般質問でたしか白糠町のことを言ったと思います。白糠をしらぬかというキャッチコピーで、やったことを思い出しました。そうしたらたまたまこうやって出たものですから、やっぱりね、苦労しているところにやっぱり花が咲くのです、これね。やっぱり。財政のことをやっぱり考えていなきゃ本当にね、身につまされる思いだなと。

うちもその噴火の折、もう知っていると思いますけれども、災害弔慰金を含め、皆さんにも、近隣の、我慢していただいているということで、当然町民の方も我慢してということで、何とか早期健全化団体ということからぜひ脱却して、ちゃんとうまくはまりましたけれども、それも今まだ厳しい中です。ぜひこういったところも踏まえて頑張ってもらいたい。職員へのというのは激励というか、叱咤激励ということでちょっと読ませていただいた内容でございます。財政はいつも本当に厳しいということを実感していただければというふうに思います。

次に、町営バスについてお伺いをしたいと思います。

私も議員になりましてから一般質問を最初にしたのが、町営バスということでございました。それは1999年。やはりバスが必要だということで、洞爺のほうでもバスはあったものですから、うちの町はないじゃないだろうと、町民の使えるバスが欲しいということでした経緯があるのですが、2000年噴火がございまして、それどころじゃなくなったのですが、消防のほうにもたくさんの義援金が集まったということで、消防のほうでバスを買ったということで、それが西胆振消防で持っている車ですね。ですから、あれが2000年の、見たら10月とか11月ですから、もう来年で25年ぐらいになるわけです。

そして私もぜひ今回、議会としてもですけれども、私も視察へ行くときも千歳まで送ってもらったり、研修があれば、厚真町へ行ったり、ちょっと広域連合でも、様々な今回頻繁に使わせていただきました。やっぱりバスが傷んでいるのをしみじみ感じたところであります。そんな中での質問でございます。

そんな西胆振の自動車ですけれどもね、これは今までどういうふうに使われているのか、そして今までのその辺の利用頻度、また含めた中で、町民の方々の使う頻度ですとか、キロ数ですとか、そういったところをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 消防バスの利用状況についてでございます。

ただいま千葉議員のほうからもございましたとおり、平成12年の10月に消防バスを導入されてございまして、24年が経過をしているという状況でございます。年間の走行キロ数になりますけれども、令和の4年度で2,500キロ、令和の5年で4,900キロほどの利用でございます。また、年間利用回数になりますけれども、令和のこれは4年で、コロナの影響もございましたかと思えますけれども、年間の利用で14回ほど、令和の5年度で28回ほどということの状況になってございます。

また、利用の団体になりますけれども、消防のほうで、一応マイクロバスの借用に関する事項がございまして、基本的には、公用につきましては消防のほうで公用をしているということもございます。マイクロバスにつきましては消防団の業務使用を最優先としている状況になりますけれども、消防職員、それと洞爺湖町の役場のほうでの利用を可能としているという内容であります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 消防バス、うちの町の消防バス、西胆振の消防バスなのですけれども、当町は頻繁に使わせていただいていると思ったのですが、意外と数少ないかなという感じはしました。これが、ちょっと先のほう質問に進めば、ある程度のバスがあれば、いろんな方が使っていただけるんじゃないかと。町として使ってくれというふうには言えるんじゃないかと。はっきり言って、町長に申し訳ないけれども、民間のバスが使わなくなるのはちょっと問題あるのかもしれませんが、町として、またその団体としては、やはり安価で、そして安心して乗れるような、そういったバスが気軽に使えるものがあれば町、私はいいなと思う

のです。

それで西胆振消防から私今回乗りましたけれども、どっちかというとは私は後ろ乗るのですけれどもね、タイヤのところに乗るとね、もう痛いのです、ぱんと跳ねて。笑い話じゃないですけれども、本当に。そのぐらいクッションが悪いです。それで一時期ね、あれで私が、何年前のときかな、紋別まで行きました。当時ね。松井議員さんとか植村議員さんとかとね、昔の文教で、向こうのそれこそ遺跡を見に行きました。本当に素晴らしいですね。だからそこで利用されています。消防だって、もう根室行ったの、稚内行ったのという話で言われていましたから、結構使われています。

でもそろそろ私ね、耐用年数来たのだと思うのですよ。そしてあれ直すのはやはり消防で自分でお金持っているわけじゃないですから、町で支援することになると思うのです。なればなるほどまたかさんでいくのだと思うのです。この際やはり利用してもらえたことを、もっと町の方々に宣伝しながら、私買い替えたらいいのだろうというふうに思っただけの質問させてもらったということです。

どのような使い方って言いますとね、やっぱりさっき言った町長、バスにこんな宣伝が入っていればいいと言いましたけれども、町長も議員されていたのであれでしょうけれども、年に1回札幌で研修があります。そうしたら各町でみんなそれぞれのバスで来ます。そして今回私があっちこっちで話すのですけれども、福島町のバス、でかいバスにね、書いてあるのですよ、第二青函トンネルって。第二青函トンネル要望しているのだ、福島町と書いていますよ。あれすごいキャッチコピーだなって思いますね。やっぱり洞爺湖は、西胆振消防組合がちょっと前に載っているわけです。洞爺湖町の名前はないです。ですからね、宣伝しに行くわけじゃないけれども、やはりもうそろそろ、そういったことを踏まえていくと、いいきっかけになるのではないかと。もう25年たって、それはもう、キロ数走って、痛みも激しい、それから改修する、車検だどうの、またこうだってなると、一々また負担もなるわけで、ある程度予算組みをしてね、私は買い替えるというか、消防はなくして、そして今度は消防に借りてもらうと、うちのバスをね。そんな格好の取組がいいかなと思います。

ちょっと私知らなかったのですけれども、幾らぐらいするのだらうと、そうしたら中古で、二十四、五人ですか、あれで500万ぐらいであるかもしれない。もう少し大きければ1,000万になるかもしれない、上を見ればね。

でも今回、安平町ですね、洞爺湖万世で研修ありました、町長も来て挨拶してもらいましたけれども、管内の議員研修で、あのときも安平町ででかいところで来たものだから、新車かなと思ったら、いや中古だって、局長に聞いたら、確認してもらったのですけれども、そんなでも立派だなと思って見ていました。その辺の検討を踏まえて、私もこの辺、提案とか要望等をどうお聞き取りいただいたか、お願いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） まず、消防バスの代替として新たなバスを取得するという考えにつきましては、なかなか財政状況を踏まえると非常に厳しいのかなというところでございま

す。

しかしながら、現在の消防バスの車両の状態、あとは利用状況等、今後のバスの必要性を踏まえて判断してまいりたいというふうに考えております。

また、洞爺地区を中心に運行しております福祉バス、通称さくら号でございますが、これまで各種団体が業種等で利用し、さらには洞爺地区のコミュニティバスとして利用してきたところでございます。本年10月から、洞爺地区のコミュニティバスがコミュニティタクシーに車両が切り替わったことで、この福祉バスを有効に活用することも選択肢の一つとして検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 今切り替わった福祉バス、それは普通の大きいバスですね、40人乗りの。違いますか。マイクロバス、そうか、それを福祉バスとして町民にも開放する、議会で使いたい、民生委員が使いたい、誰が使う、消防が使いたいとなると、使えるような格好になるということですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 今年度も、年間で大体、10月末現在ですけれども18回ほど利用されております。その中で本町地区も含めて、全部で民生委員さんとかいろんな方々が使っている状況でございますので、使おうと思えば使えるというような状況になっています。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 分かりました。

その消防のバス、洞爺湖町のバスということで、洞爺湖町のバスということで使えるということですね。消防のバスも遅かれ早かれもう引退する日は近いのだろうと私思うのです。いつだったか本当に、札幌のところまで行くとき、冷房が効かない、何がきかないのって、隙間風が入るって話ですから、あれを一々直していたらやっぱり、もう新車にはならないだろうけれども、ある程度またかかってしまうような格好ですから。それを代用して、福祉バスをね、されるという方向で考えているということで、それはラッピングとか何かってのはちょっと私、今、分からなかったのですけれども、そういったバスをちょっと紹介していただけませんか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 広く町内で利用できるような形で今後使っていきたいなというふうには考えているところでございますけれども、運行する部分について委託をしておりますので、その運行管理の部分も含めてちょっと検討していきたいなと。時間数とか、年間200時間とかというようなことで今契約しているところなのですけれども、それ以上延ばすことができるのかどうかということも含めて検討していきたいなというふうに思っております。

また、今さくら号という形でピンク色の車両になっておりますので、その部分を色を変え

るなり、ラッピングをするなりということで、もう少しその洞爺湖町ということを印象づけるような形にできるかどうかも含めて今後検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） そうですか。まずそのバスはまだまだ新しくて、まだまだ乗れる、これから、耐用年数もあるということで、それが代用されるということですね。確認します。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 最初に登録された年度は、平成28年の1月ということになっておりますので、まだまだ耐用年数があって乗れるというような状況でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 分かりました。私もね、今回は本当に議会で多かったのです。なものですからね、この消防バスがそろそろだなというような思いでしたのですけれども、それならこれから議会はそちらのほうを使わせていただくというようなことになるし、きっと条件を変えていかないと、消防だけで十四、五回あるのですから、使われなかったかなという感じで、そうしたら一応、三十回、四十回あると思いますね。繰り返して言うと、私、言いますが、町民の方に、町営のバスあるのだよと、利用してくださいって私言ったほうが良いような気がするのです。なかなか分かっている方、そういう立場の方、民生委員の方とか、そういう方々は使うかもしれませんけれども、一般の、使えるか分かりませんけれども自治会とか、子供会とか、何かの団体とかというタイトルとかありますね。そういったところだって、あんまり知れ渡っていないのかもしれない気もするので、そういったことをね、こうすると、また結構範囲を広げながら、いろんなことを考えていかなきゃいけないと思うのですけれども、その辺も含めて考えていくという理解でいいですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 先ほども申し上げましたけれども、運転手、運行する側のほうの条件もありますので、その辺は検討しなきゃいけないなというところではございますが、広く町民の方が利用できるような形で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） その町営バスはお金がかかりますか、民間が使う、また公的な機関が使う、差があるかもしれませんけれども、それは今までどのようにされてきましたか。

○議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） さくら号の運行に関して、各団体の使用の際には一部費用負担をいただいておりますけれども、基本的には運転手の、昼食代も含めた運行費用、また運転手の日当等1,500円程度、そういった部分を費用換算して、支払いをいただいているところで、それ以外の費用については無償、一部、有償でガソリン代を頂いているケースもございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） ちょっと分からなかったのですけれども、それ、委託しているからその委託会社のドライバーに日当とかお弁当を払う。消防のバスはね、借りたらこちらで運転手を用意したり、逆に公務ですから担当課の方をお願いして出てもらって運転したりするのですけれども、そういう意味ではなく、そちらは契約だから、バス会社とやっているから、うちの運転手いるから、ただにしろとか、そういうわけにはいかないですよ。バスが違いますね、消防のバスと、使い方がね、そういうことでいいですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） これまでは9月末までがコミュニティバスとして利用されていたものですから、その運行会社にコミュニティバス以外のところで運行してもらうことをお願いしていたところでございます。

今後、検討するに当たっては、その委託会社が運転をずっと全部管理していただけるものなのかどうなのか。それ以外では、消防バスのように、例えば職員が運転して利用することができるのかということも含めて検討していきたいなというふうには思っておりますけれども、今の段階では職員が、例えば町職員が運転して利用することも可能だということでございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 本当にね、町営バス、やっぱり必要だなと思うものですから、そして町の方々が、うちの町のバスだよと、それはいろんな団体ありますから、調整して空いてれば、もう有効に使ってもらおうというふうなのが、活性化するし、うれしいことだと思います、町民も、やっぱり我が町のバスがあるのだということで。そういうことも踏まえて、消防バスの兼ね合いもありますけれども、少しその辺のところをきちんと整理しながら、同じお金かかっているわけですから。うまくこの辺のところやりくりしながら、町民の方々に使ってもらえるような施策を講じてください。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（大西 智君） これで、3番、千葉議員の質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時48分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番、石川邦子議員の質問を許します。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 1番、石川邦子でございます。

通告に従いまして3件の一般質問を行ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1件目の質問でございます。

近年、洞爺湖町において外国人労働者の数が増えているのではないかという町民の声を聞いております。体育館で運動している外国人の方や買物をされている方、外国人の方が家の前を通ることが多くなったという町民の声でございます。そういう声を耳にして、今回、外国人労働者の受入れの現状と、今後の町の施策についての質問をしたいと思います。

今までも何度かほかの議員から外国人労働者についての質問が出ておりました。若干重なる部分もあるのかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、町内における外国人労働者の雇用の状況の把握についての質問でございます。

町内全体で在留資格を持って住民基本台帳に外国人登録をされている外国人の方はどれくらいいるのでしょうか。外国人登録をされている人口の推移と国籍別、在留資格別の人数、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 洞爺湖町内における外国人の住民登録の推移についてですが、コロナ禍以前の令和2年1月1日現在では128人でしたが、総人口が毎年減少する中、外国人につきましては、コロナ収束以降、毎年度増加しております。

直近の11月末現在の外国人人口は295人となっており、町全体の3.7%を占めております。また、平均年齢につきましては31.01歳で、295人のうち18歳から39歳までの若い世代が90%を占めております。

国籍別ですが、最も多いのがベトナムで83人、続いてミャンマー69人、インドネシア63人、中国21人、台湾20人、その他14か国で39人となっております。

在留資格別でございますが、住民登録の対象となる外国人につきましては、出入国管理及び難民認定法上の中長期在留資格をお持ちの方や特別永住者の方などとなりますけれども、在留資格別で見ますと、就労資格に該当する方が241人となっておりまして、内訳では技能実習、特定技能1号の方が191人と多い状況となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 11月末現在の外国人人口が295人、もう300人近くもいるということですよ。ちょっとびっくりしました。

次に、どのような職業に就いていらっしゃるのか。町内の職業別外国人労働者の数を把握しているでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、町内の職種別外国人労働者数でございますが、まず農業関係では、JAとうや湖が受入先として28人、水産関係では、漁業者及び水産加工場が受入先として108人、観光関係ではホテル・旅館の8施設で106名、医療関係では2施設で10人、介護関係では4施設で27人、合計288人となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 水産関係、観光関係が多いということですが、農業や介護、医療についても人手不足が深刻ですので、今後増える可能性はあるのではないかと思います。

町としてこの外国人労働者が増えているということに対してどのような認識をお持ちでしょうか。外国人労働者の必要性、ニーズについて伺います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、外国人労働者の必要性につきましても、社会的・経済的面など様々な面で議論されているところですが、少子高齢化が進み、人手不足が深刻化している洞爺湖町におきましても、労働者不足の解消、産業の持続可能性、地域経済の活性化などが期待されるところでございます。

また、町内の各事業者等におきましても、慢性的な人手不足の課題解消には外国人労働者の必要性を訴えてございまして、今後も必要に応じて増やしていく意向があるというふうに伺ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 洞爺湖町において、外国人労働者、この慢性的な人手不足を補うために大変必要な人材であり、この町の産業を支えるために大きな役割を担っていて、今後ますます増えていく可能性が高いとのことだと思います。

日本の外国人労働者の雇用情勢ですが、厚生労働省は令和5年10月末時点で、外国人労働者数が204万8,675人、初の200万人を超え、過去最高を更新したと発表をしています。日本は少子高齢化が進み、人口減少社会に入り、国内の労働者不足は深刻で、生産年齢人口の減少、地方から都市への人口流出、人気業界、職種の偏りなどにより、様々な分野で労働力不足が挙げられています。国内の労働者不足を解消するためには外国人労働者が必要だということで、国も力を入れている状況だと思います。

国は令和6年6月に新たな外国人人材の確保を目的とした育成就労制度を創設するための出入国管理及び難民認定法などの改正案が国会で可決、成立され、2027年までに新しい制度がスタートいたします。国はこれまでの外国人技能実習制度を廃止して、長期間産業を支える人材の確保を目指す育成就労制度に変えることとしております。

この育成就労制度の創設による外国人労働者の受入れの影響について伺います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

技能実習制度から育成就労制度への移行については、外国人労働者の受入れに関する国の政策の大きな転換点であるというふうに認識してございます。

これまでの技能実習制度は、人材育成を通じた国際貢献を目的とし、研修生としての立場が強調され、人権侵害や低賃金などの問題が指摘されておりましたが、育成就労制度では労

働者としての権利が明確化され、適切な労働条件や賃金が保障されるとともに長期での雇用が可能になるなどのメリットが期待されております。

一方、地方におきましては、これまでは原則として職場の転籍が認められておりませんでした。新たな制度では一定の条件を満たせば転籍が可能となり、外国人労働者にとっては大きなメリットとなりますが、受け入れる事業者にはリスクが伴い、受入れ事業者は相当な費用を負担して育成した労働者に転籍されてしまう可能性があるため、労働環境や給与に配慮するなどの対応が求められ、外国人人材がよりよい条件を求めた結果として賃金の高い都市部に転籍されてしまうと、我々のような地方の人手不足がさらに深刻化するのではないかと懸念しているところでございます。

なお、技能実習生ではなく、在留資格の特定技能1号として受け入れている一部の事業者等については影響がないものと認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 長期の雇用が可能になるというメリットが期待される反面、転籍されてしまうという心配があるということだと思います。

こうした国の制度の改正を受けて、外国人労働者のサポートについて事業所や職場ばかりではなくて、やっぱり町として外国人労働者の生活支援に取り組むべきことがあると考えます。現在、町として何か取り組んでいることはあるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

農業分野では生活環境改善のため旧洞青寮をJ Aとうや湖に貸し出し、宿舍としてこれを活用し、1部屋を1名で利用するなどのプライバシーに配慮し、継続的に就労していただけるよう取り組んでおり、本年度は28名の方が利用されていると伺っております。

また、水産分野では以前、外国人労働者を受け入れている漁業者に対し、公営住宅の入居希望調査を実施したところ、様々な事情により入居希望がなく、支援につながらなかったものもございます。

その他の分野につきましては、外国人労働者に向けた生活支援等で町が実施している取組は現在のところございません。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 分かりました。

地域や外国人労働者間の例えば交流の場ですとか、そういう交流関係などの交流事業などの取組などはどうでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 外国人労働者の交流につきましては、コロナ禍以前は洞爺湖日本中国友好協会が主催し、町内在住の外国人と協会員を対象にうどん作りやダッチオーブ

ン体験、ゲームやレクリエーションなどの交流をしておりましたが、コロナ禍以降については、地域と外国人の交流については、地区ごとに開催されるイベントやお祭りなどへの参加や、各受入先での福利厚生事業などにとどまっており、町全体で多業種にわたる交流は実施されていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） これは事業は今は、コロナ前はやってきたけれども今は行っていないということですね。この外国人労働者との交流なのですが、この持続可能な地域社会を構築するために、誰もが安心して暮らすことができる環境づくり、この町に住む外国人労働者も住民であります。単なる働き手ということではなくて、地域に住む仲間として迎え入れることや多文化共生社会を構築することが必要であると思います。

例えば洞爺地区でもボランティア英国青年との交流などもやっておりますが、やはり日本の文化とか、そういうものを教えてあげるととても大変喜んでおります。すごく日本に対する興味があるようで、外国人の方々はそういった交流、そういうのがきつと喜んでくれるのだらうなと思っています。

洞爺の国際交流協会の取組では、英国青年のボランティアの方が1年で交代されますけれども、その後もずっとお付き合いをされているようでございます。子供が生まれたとか結婚したとの報告があったりとか、家族で遊びに来たりとか、そういう交流もあるようでございます。この町に働きに来られている外国人の労働者の方も、地域の住民と交流したり、そういうことで異文化交流をすることがやっぱり、ただ本当に労働者として働きに来たということだけではなくて、やっぱりそういう交流が必要ではないか、そう思います。いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、持続可能な地域社会を構築するためには、その町に住む人々が安全で安心して快適に暮らすことができる環境が必要でございますが、これについては町民だけではなく、外国人労働者にとっても同じであり、単なる労働力ではなく、地域社会を構成する仲間として迎え入れ、そのための多文化共生社会の構築が必要であるというふうに我々も考えてございます。

ご指摘の交流の場については、外国人労働者の受入先ごとに勤務体系など違いがあることから、実施可能か各受入先と協議、検討を今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、石川議員のほうから外国人労働者のということでございます。確かに本当に300名近くということで、非常に多くの外国人の労働者の方が来ていらっしゃる。特に漁業関係では農業と違って、漁協単位ではなくて個人及び事務所ごとに受入れている。

るですとか、あるいは医療関係者から聞きますと、もう外国人労働者に依存せずに運営が成り立たないというところまで来ているところでございます。

実際にその交流の関係ですけれども、洞爺の高台地区の介護施設で働くところでは、特に成香地区では焼き肉パーティーがありまして、私も呼ばれて行ったときにはちょうど介護の従事されているミャンマーの職員の方も来ていただいて交流をしたり、あるいは議長とこの間一緒だったのですけれども、大原地区においては、開拓まつりでゲームとか食事会を、またこれも介護関係の方と一緒に交流を深めたというところでございます。

8月にちょうど札幌でベトナムフェアというのがございました。今、北海道でベトナム人が約1万8,000人近く来道して仕事に従事しているということで、札幌市、ちょうど鈴木知事が主催いたしましたして、ベトナム外務省の外務大臣が来られて、この道内179市町村のベトナム人を受け入れているところ、主な70の首長も集まりまして、ベトナムフェアに参加をさせていただきました。特に洞爺湖町におきましては80名以上ということで、もう人口の1%以上がもう既にベトナムから来てこの町で働いているということでございまして、その中でベトナムの外交官からは、これからも出国をして日本に、労働力になって、さらには日本から多くを学んでいきたいというお話もございました。

その中でほかの自治体のほうでも交流のお話出ていましたので、やはり例えば洞爺湖温泉の場合、イベントも、洞爺湖町の場合、洞爺地区もそうですが、イベントがありますので、そういったところにも、まずはそこから、例えばジャパンデーみたいな形でブースを設けて、そこでぜひ交流を、まずはきっかけづくりということで進めればなど。強制ではなく、自発性を尊重して、無理なく参加できるような形で、観光振興課、そして洞爺総合支所とも連携しながら、その部分をちょっと特化させながら、少し、まずは第一歩ということで交流を深められるようにしていければ。

また、産業振興課の課長からもありましたように、やはり各受入れのところでも事情が異なりますので、そこも考慮しながら進めてまいりたいと思います。

いずれにしても、ジャパンデーなるようなものをつくって、交流の一つのきっかけづくりになればと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 外国人労働者が住民登録をされて、この町の人口に反映をされていません。税金ももちろん税金の納付義務もありますし、少子高齢化が進んで人手不足が深刻化しているこの洞爺湖町に外国人労働者は必要であります。外国人労働者が減少すれば、町の産業も高齢化と人手不足で衰退をしてしまいます。

今後、町民の多文化共生に対する理解も深めていかなければならないと思います。外国人労働者の皆さんが洞爺湖町で安心して働いて、暮らし続けてもらうために、例えば行政手続に関するサポートやお知らせなどの外国語表記など、そのほかに、今、町長がおっしゃられましたその交流事業はもう本当にぜひやってもらいたい。ジャパンデー、よろしくお願いし

たいと思います。

母国を離れて日本にやってきて、洞爺湖町に働きに来てくれた皆さんを、私たちこの洞爺湖町は歓迎していますよということを、そういう交流事業などで伝えていくことは大切なことだと思います。ぜひ交流事業を楽しみにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、外国人労働者についての一般質問は終わりたいと思います。

引き続きまして、2件目の質問に入らせていただきます。

自治体に対して早期整備が求められております重層的支援体制整備事業についての質問でございます。

洞爺湖町における福祉計画、福祉関係の事業計画などを見ておりますと、例えば洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画や、また障がい者・障がい児福祉計画などに、この重層的支援整備体制について整備をするという文言が記載をされております。

この事業、令和3年に創設をされておりましたので、いつどのようにこれを進めていくのかということがとても気になっておりました。

最初の質問でございます。この事業の内容、目的、具体的な効果について伺います。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 重層的支援体制整備事業につきましては、地域住民の抱える課題が複雑化する中、高齢者、障害者、子供といった、それぞれの支援体制では複合課題や制度のはざまにあるニーズへの対応が困難になっていることを踏まえて、令和3年に実施された改正社会福祉法により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を目的として創設されました。

この事業は、既存の各分野における相談支援の枠組みを生かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりの三つを一体的に実施することとされており、その相互作用によって支援の効果が高まることが期待されております。この事業の中核をなす属性を問わない相談支援では、既存制度における取組として、四つの事業を実施することが必要となります。

本町の場合、高齢者福祉は介護高齢課、障害者福祉、生活困窮者は健康福祉課、児童福祉は子育て支援課が窓口となって担当しております。各分野にまたがる対応は、これまでも行ってきたおりましたが、重層的支援体制においては、新しい窓口をつくることなく、どの窓口でも制度間の壁を低くし、スムーズな連携を図ることが求められております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 内容については、新しい窓口をつくることではないということなので、スムーズな連携ということでございます。

連携は今までもやっていることだと思っておりますが、この重層的支援体制整備事業、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば80代の親が50代の子供の生活を支えている8050問題や介護と育児のダブルでケアしているダブルケア、また、世帯全体が孤立をして

しまっている、そういう状態、障害のある子の親が要介護状態になってしまった、そういった住民が抱える複雑している、複合化しているといえますか、そういう支援のニーズを、今までの支援体制も生かしながら包括的に支援体制を構築することだと理解をしております。

今のやっぱり少子高齢化時代にマッチした大変いい事業だなと思っております。洞爺湖町において、介護、福祉、障害、子育て支援など様々な事業計画に、この重層的支援体制整備事業、記載があります。導入に向けた進捗状況といえますか、それについて課題も含めてお願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） まず、現在の役場庁舎内の体制として、既存の分野ごとに相談支援などを行い、各担当者が横のつながりの中で一体的に実施してきたところです。このたびの重層的支援体制整備事業が創設されたことによって、法令に沿って改めて体制を構築する必要がございます。

進捗状況といたしましては、令和7年度に体制整備と移行準備を図り、令和8年度に実施できるよう取り進めている状況でございます。

主な課題についてですが、庁内における関係課といたしましては、健康福祉課、子育て支援課、介護高齢課の横断的な調整が必要となることに加え、関係機関となる洞爺湖町社会福祉協議会との連携も必要と考えているところでございますので、包括的な支援体制に向けての協議が必要です。

また、事業内容につきましては、既に実施している取組と新たに実施すべき取組の精査や、それぞれの役割の明確化など、地域の実情に即した推進体制の構築に係る調整が重要になるものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 令和3年度からの創設の事業でございましたので、進捗状況についてはちょっと遅れているなど感じておりました。しかし、コロナもありましたので、致し方なかったのかなと思っております。

道内も含めた全国でどれぐらいこの事業を行っているのか、実施状況、また、胆振管内ではどのような状況になっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 全国での状況についてでございますが、重層的支援体制整備事業の実施状況は、令和6年度の調査時点では346自治体となっております。胆振管内におきましては、厚真町が令和5年度に、登別市が令和6年度に導入実施済みとなっております。苫小牧市が令和7年度から、白老町が令和8年度からの導入実施に向けて、それぞれ計画を進めていると伺っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 全国の状況、管内の状況、分かりました。

この事業、国がすごい力を入れているのか、交付金措置をしております。先ほどの答弁では、令和7年度に体制整備と移行準備を図って、令和8年度に実施するよう進めていくとの答弁でございました。この重層的支援体制整備事業交付金、この活用についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 重層的支援体制整備事業交付金は、介護、障害、子育て、生活困難分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、他機関協働といった重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付することとなっております。

本町のスケジュールでございますが、令和7年度に重層的支援体制への移行準備事業に係る補助金、補助率4分の3を活用し体制整備等移行準備を図るものとし、令和8年度に本格的な事業開始につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

令和8年度以降におきましても、主に重層的支援体制整備事業交付金の活用と併せて、必要に応じて関連する交付金も活用するなどして、適切な財源確保を図った上で、円滑な事業の導入と運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 令和3年に創設された事業で、まだ交付金が続いているということでございますので安心をしました。

先ほどの移行準備事業交付金、これ一つを取ってでも、国が4分の3を交付すると言っているわけでございます。また、そのほかにも、いろんな交付金を組み合わせて活用できるようでございますので、交付金が終了する前に事業ができてよかったと思いますけれども、しっかりと進めていただきたいなと思います。

以上で、重層的支援整備事業については終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、最後の質問でございます。

各種ワクチンの接種状況と自己負担の支援についての質問でございます。

令和5年の9月会議におきまして、带状疱疹のワクチン接種の費用についての質問をしておりました。この任意接種である高額な带状疱疹のワクチン接種費用の助成について、他町村が取り組んでいる状況も例を挙げながら、町の考えを伺っておりました。

残念ながら、そのときの答弁では、町としての独自の助成の考えは今のところないということでした。

予防接種法に基づいて市町村が実施すべき定期接種に位置づけられることが不可欠であるといえますか、定期接種に位置づけられる国の検討状況を注視しながら、助成も含めた接種の在り方というのですか、それは国の結論を待ちたいと、そういった答弁だったと思います。

このことを踏まえまして、まず一つ目は、定期接種と任意接種の考え方についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 定期接種と任意接種の考え方といったことですが、予防接種には、法律に基づいて市区町村が主体となって実施する定期接種と、希望者が各自でお受けになる任意接種とがございます。

これら二者の違いでございますけれども、定期接種は、予防接種法で感染予防効果などが認められ、接種が推奨されているワクチンであること、接種によりまして健康被害等が起きた際に、国からの救済制度があることでございます。

接種費用につきましてでございますけれども、定期接種は、接種費用の一部で自己負担を設定することも可能となっておりますけれども、公費負担とされてございまして、任意接種のほうにつきましては、接種にかかる費用の全てが自己負担となっているところでございます。

当町が実施してございます定期予防接種の種類や補助内容の詳細について、ちょっとこちらで触れさせていただきたいと思うのですが、小児及び児童生徒に対しては、破傷風やジフテリアに係る2種、4種及び5種混合といったもの、それから、麻疹・風疹混合、BCG、小児肺炎球菌、子宮頸がん、水ぼうそう、B型肝炎、日本脳炎、ロタウイルスなどでして、こちらは自己負担はなく無料となっております。

任意接種となりますインフルエンザにつきましては、町がこちらのほうは独自に補助を行ってございまして、中学3年生までは無料とさせていただいております。

また、先ほど小児のほうについて触れましたが、高齢者の定期接種にかかる自己負担と令和5年度の実績についてでございますけれども、季節性インフルエンザは1,500円で1,809件、高齢者肺炎球菌は2,400円で97件となっております。また、新型コロナウイルスにつきましては3,300円で、65歳以上高齢者では、1回目から4回目までの接種が約3,400人、5回接種の方が2,698人、6回接種の方が2,056人、7回接種が1,352人となっております。

なお、この負担額は、胆振西部医師会と協議の上で、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町で統一した金額となっております。

定期接種につきましては、接種を受ける住民にも努力義務が課せられておりますことから、疾病の発症や重症化、町内での感染拡大を予防するためにも、接種率の向上に向けました勧奨を行うことが自治体の責務とされているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 小児、児童生徒の定期接種に該当するものは無料、任意接種となるインフルエンザは町独自の助成があり、中学3年生までは無料、高齢者については、定期接種に該当するものは、多分これ生活保護世帯、低所得者世帯の接種費用は無料、その他の方の負担額については胆振西部医師会と協議の上、伊達、豊浦、壮瞥、洞爺湖町で統一した負担

額になっているということですのでよろしいですね。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいま議員のおっしゃいましたとおりの内容で間違いございません。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 定期接種、任意接種の状況については分かりました。

先日といいますか、直近12月7日の新聞報道でございます。带状疱疹ワクチンの費用を公費で支援する定期接種を、来年4月から65歳を対象に始める方向で厚生労働省が進めているということ、65歳を超える人も接種できるように5年間の経過措置を設けること、接種費用が全額自己負担の任意接種の現在でも約700の自治体が独自に助成を行っていることなどが新聞報道でございました。

残念ながら、この高額な带状疱疹ワクチンは、洞爺湖町では独自の助成は行っておりません。町には、带状疱疹ワクチンが定期接種になるということの正式な通知は多分まだ来ていないのかと思います。新聞報道もされておりますので、4月から定期接種に位置づけられた場合の対応についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまご発言ございました、国におきまして定期接種に位置づけられた場合におけます带状疱疹ワクチンにかかる接種費用ということでございますけれども、先ほど議員のほうからもお話ございましたが、昨年の町議会9月会議の中でも触れさせていただいたのですけれども、国におけますその後の動向といたしまして、令和6年6月に開催されました厚生科学審議会の専門委員会のほうにおきまして、有効性や安全性の評価を経て、発症や重症化を防ぐワクチンの接種費用を公費で負担とする定期接種化、こちらが妥当であると科学的見地から判断したとの報道がございました。

しかしながら、適用時期につきましては、今日現在におきましても、国の審議会等における検討が重ねられてきたといったところでございます。接種費用にかかる公費負担の在り方につきましては、来年度以降、定期接種に位置づけられることを見越しまして、胆振西部医師会とただいま情報共有を図っているところでございます。

带状疱疹ワクチンには2種類ございまして、接種費用は、生ワクチンで1万円程度、または2回接種とされてございます不活化ワクチンで4万円程度となっているところでございます。

近年の接種実績についてでございますけれども、令和5年度では3名、令和6年度今日現在で5名の状況となっているところでございます。

定期接種として承認された場合は、生活保護世帯などの低所得世帯の接種費用は無料とされておりますので、近隣市町の動向も注視しながら、希望される方がより接種を受けやすい費用の体系について協議をしてみたいと考えているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいました、12月7日の新聞報道だったかと思いますが、こちらについても当方におきましても承知をしているところではございますが、まだ国からの正式通知はございませんで、近く専門委員会、審議会等の中で協議をされる運びとなっているものと伺ってございます。

このようなことから、町といたしましては、国の予防接種法に基づきまして市区町村が実施すべき定期接種に位置づけられました場合は、速やかに公費負担による接種勧奨とともに、助成を実施すべく、導入に向けまして事務を執り進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 了解いたしました。

4月からの定期接種については、もう秒読み段階と言われておりますので、国の通知が来たら動くというのではちょっと遅くなるのではないかと考えております。予算も含めまして、あと胆振西部医師会との協議、しっかりと準備を進めていただきたいと思います。対応が遅れることのないように、そして接種勧奨などのそういうことも滞りのないように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、3件の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、1番、石川邦子議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を2時といたします。

（午後 1時46分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時00分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、8番、大久保議員の質問を許します。

8番、大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 8番、大久保富士子でございます。

今回の一般質問は、1点目は一人暮らし世帯（シニア世帯）の対策について、2点目はDX化に伴う、通報システムの導入についての2点をテーマに、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今年もあと21日で終わろうとしております。2024年、今年は能登半島において、1月1日、11月26日と2度の地震が発生をし、9月21日には豪雨災害と自然災害が相続き、能登地域の復旧、復興を加速させることが課題となっております。

そして、政治と金の問題により衆議院が解散となり、史上最短の総選挙により10月27日投票が行われ、第2次石破内閣が発足をし、臨時国会が11月28日召集され、新しい経済対策

の補正予算案の成立や政治改革が焦点になっております。

経済対策においては、国民が抱える物価高による生活苦や行き先の見えない将来への対応に幅広い生活者を潤す新しい政策が必要であり、早期成立で国民の暮らしを守ることが重要と言われております。

また、政府は従来の健康保険証の新規発行を今月2日で終了し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証へ本格移行をして、医療情報のデジタル化を進めております。政府は、混乱が生じないように、従来の保険証などの併用を当面認めることとし、従来の保険証は最長1年間使えることになっております。

マイナ保険証を持っていない人には、代わりとなる資格確認書が、加入する医療保険機関から申請なしで交付されることになっております。マイナ保険証は、本人の同意があれば、過去の健診結果や処方された薬の情報が医師や薬剤師に円滑に共有されるため、より適切な医療が受けられます。

高額医療費制度は、マイナ保険証だと手続きが簡単になり、立替払いも不要となるなど、医療を含め、国はデジタル技術を活用し、あらゆる分野でDX化の推進に取り組んでいます。

DXとは、簡単に言いますと、デジタル技術を活用して人々の生活がよりよいものと変化するためのものであると考えられております。そして、各自治体も業務のデジタル化を急速に進めています。

洞爺湖町におきましては、10月よりとうやコネクタクシー、洞爺地区コミュニティタクシー、予約制の相乗りタクシーが運用開始になりました。洞爺湖町公式LINE予約が開始されました。また、来年1月より、とうやコイン、デジタル地域通貨が導入予定であります。町でも、地域活性化起業人制度を活用し、パナソニックIT S株式会社との協定を結び、まちづくり、地域公共交通、業務効率化などに関する町の課題解決に向け、DXへの整備に取り組んでいるようであります。

デジタル技術を活用して住民サービスの向上が図られ、住民生活がよりよいものとなり、利便性が実感できる持続可能な地域を期待いたしまして、さらなる住民サービスの向上のため、当町におけるDXの取組について質問させていただきます。

1人で暮らす65歳以上のシニア世帯が全国的に増加傾向が続くと推計されております。そこで、一人暮らし、シニア世帯の対策についての質問でございます。

一人暮らしのシニア世帯が増加する背景については、少子高齢化に加え、ライフスタイルの多様化で、子供や孫と同居する高齢者が減少していることが指摘されています。さらに、1970年代前半に生まれた団塊ジュニア世代を中心に未婚率が高いことも大きく影響していると見られております。

実際、2020年国勢調査では、50歳までに結婚経験のない人の割合、生涯未婚率は男性で約28%、女性で約18%といずれも過去最高だったそうです。高齢化と単身化によって社会的なつながりが希薄になったり、身寄りのないシニア世帯が一層増えるが見られており、こうした世帯を支える対策の拡充が急務となっております。

そこで、当町の一人暮らしシニア世帯の現状についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの65歳以上の一人暮らしの現状についてでございます。

毎年、社会福祉協議会におきまして、民生委員と連携をし、自治会内の実態調査を行っているところでございます。併せて、毎月住基での移動等の確認もしてございまして、令和6年11月末現在におきましては、65歳以上の一人暮らしの方は836名であり、内訳といたしましては、虻田地区597名、温泉地区、月浦・花和地区を含めまして120名、洞爺地区119名となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 当町での65歳以上の独居高齢者の状況は836人ということで、人口の約1割以上の方が1人で暮らしていることが分かりました。

そのことを踏まえて、町の一人暮らしシニア世帯の課題と、また、取り組んでいる支援についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 課題と現在の支援についてのご質問でございます。

65歳以上の一人暮らしの課題については、全国的な課題として多岐にわたってございまして、社会全体で解決すべき問題だというふうに認識をしております。

主な課題といたしましては、まず健康面では病気やけが、そして認知症など、そして生活面では、家事や買物の孤独感など、経済面では、年金だけの緊縮生活などと、あらゆる面で課題が挙げられます。

そして、支援等につきましては、介護サービスに伴いますが、住宅改修のバリアフリー化、社会福祉協議会と連携を取りながら介護訪問や外出機会の確保などを目的としたふれあい交流事業及び脳の健康教室の開催、また、包括支援として、相談窓口の開設、さらには高齢者運動会などといったものを開催しているところでございます。併せて、対象条件ではございますが、緊急通報システム貸与事業を実施してございまして、現在15件の利用があるというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

様々な支援、また、対象条件はありますが、独居高齢者などの緊急通報システムの見守り対応に取り組んでいることが分かりました。

それでは、この緊急通報システム貸与事業の対象者の条件についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） このシステムにつきましては、まず、貸与した緊急通報用の

電話機等から利用者が通報ボタンを押しまして、押すと受信センターにつながります。そこから必要に応じ協力員や消防署へ連絡が入り、状況の確認をする流れとなっており、受信センターからは定期的に利用者への確認も行っているものでございます。

そして、緊急通報システムの対象者につきましては、65歳以上で心臓疾患、脳疾患、その他疾患等により日常生活上特に注意を要する一人暮らしの方及び緊急時に同居者の対応が困難な世帯に属する方、身体障害者手帳1級または2級の方で緊急時に援護を要する方が対象となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 優先的に、条件として疾患や障害などの独居高齢者を対象とするとのことではありますが、自宅での救急時の対応のためにも、地域で家族が住んでいないシニア世帯などに、今後、救急通報システム対象範囲の拡大も検討していただきたいと思います。次の質問でございます。

高齢化が進む中で、2025年には、全国で一人暮らしのシニア世帯が世帯総数に占める割合が20%以上に上昇すると言われております。このことにより、高齢化社会が抱える深刻な問題の一つとして、孤独死が増加することが懸念されております。孤独死を防ぐには、日常健康や周りの人との交流、自治体や民間企業のサービスの活用が大切となります。

そこで、今後の町としての対応策について伺いいたします。

○議長（大西 智君） 大久保議員、通告では2050年になっているのですけれども。

○8番（大久保富士子君） 間違えました、すみません、2050年です。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 今後の町としての対応策についてのご質問でございます。

まずは、現在地域の見守り活動に関する協定を4事業所と結んでございます。実際に事業所からの連絡等を受け、これまでも現地確認をしている経緯もございます。全国的にも言われておりますが、共助により支え合いの関係性を築き、地域でのコミュニティーの構築が重要だというふうに考えているところでございます。今後においても、地域を知る自治会、また関係機関等との連携と情報共有を引き続き図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 協定を結んでいる団体の連携が構築されているということが分かりました。また、地域コミュニティーの必要性や重要性は確かに必要と思いますが、単身化と高齢化によって、社会的なつながりは希薄化したり、身寄りのいないシニア世帯が一層増えると見込まれております。こうしたことから、一人暮らしの高齢者などの見守り支援の必要性は、さらに高まっていくと考えられております。

11月には、当町にて、一人暮らしの知り合いの方3人が自宅で亡くなっていました。1人

の方は、10日間以上たってから発見されたと聞きました。身近で1年に何件か自宅で亡くなって、何日かたってから発見されたことを知り、私も心が痛みます。年々増加傾向にあると感じております。早急に発見すれば助かった命ではないかと思うこともあります。

そこで、自宅での緊急時の早期発見のためにも、デジタル技術を活用した見守りシステムが効率的であると思います。また、一人暮らしの高齢者の見守りのため、D Xを活用したシステムなどの必要性はさらに高まっていくと考えられております。それに対しての町の見解をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 高齢者の一人暮らしの対応については、全国的にも共通の課題だというふうに言えます。

D Xを活用した、例えばテレビ電話、監視機能システムなど、遠方にいる身内の方においては、それらを活用しているケースもあるというふうに聞いておりますが、身内のおられない独居世帯の方については、やはり地域や近所の支え合いの強化やコミュニティーが重要だというふうに考えます。

そういう意味におきましては、現在社会福祉協議会で進めております地域たすけあい有償ボランティア事業は、地域コミュニティーや地域課題の解決にもつながるというふうにも考えているところでございます。

また、ほかの町の事例においては、困っている人と対応できる人をD Xで結びつけることで、地域の問題解決から生まれる新たなコミュニティーが広がる可能性、そして地域の困り事の可視化など、デジタルとリアルが融合した共助型の困り事解決サービスの実現にもつながっているというところでもございます。

今後の対応におきましては、現在行っている取組を含めてデジタル技術を活用し、病気や障害に関係なく、自身が望む場所で安心してこの洞爺湖町に暮らし続けられるよう、調査そして研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、大久保議員からございましたように、やはり一人暮らしの対策ということでございますが、自治体の役割というのは本当に年々大きくなってきているところでございます。まず、安全の確保、また健康維持と医療支援、そしてまた孤立防止と社会参画の促進ということで、今、議員が焦点を当てておりますD Xについてですけれども、これもやはりD Xの活用として、特にデジタル学習支援といいますか、タブレットやスマートフォンの使い方を高齢者の方に教える講座というのは、大変今、回数多くなっております。先月の広報にも出ているかと思いますが、複数回開催をさせていただいて、やはり高齢者がデジタル技術を利用できるようにサポートすることも一方で大切だと思っております。

本町におきましては、今L I N Eを活用しながら積極的にいろいろなことを進めているのですが、その中で、一人暮らしの見守り対策のこういったものもL I N Eの中で構築できな

いか、今、検討を進めるところでございます。

一方で、デジタルの得手不得手ということでデジタルの格差が出てきているところもございますので、その点に関しても段階的にしっかりとご支援できるような講座も開けるよう、担当のほうとも調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

これからの独居高齢者の対策においては、全国的な共通の課題であるということでありました。これからは、D Xの活用と地域や支え合いの輪での体制が重要かと感じました。そして、シニア世帯が社会活動に参加したり、生活に役立つサービスを活用しながら、自分らしい暮らしを続けられるような環境を整えることが重要かと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目の、D X化に伴う、通報システムの導入についての質問でございます。

近年、自然災害の変化や野生動物及び危険生物の増加などにより、田畑を荒らされたり、ごみ箱を荒らされる、物置小屋に巣を作るなど、住民生活を脅かす事象が増えています。そのことに対して、町では様々な対応を行っていると思います。私のところにも、鹿、キタキツネ、アライグマ、毒ガなど、また道路の損傷、草刈りなどに関する苦情要望は非常に多く、担当課の職員にはすぐに対応していただき、問題解決に尽力されております。

D Xの推進が叫ばれている昨今、アナログ的に行っている作業をデジタル技術を活用して効率化する働きが進んでおります。

そこで、住民からの通報に関する対応についてお伺いいたします。

洞爺湖町では、町民から様々な通報、道路維持や野生動物などの通報があると思いますが、年間の通報件数についてお伺いいたします。また、どのような方法で通報されているかもお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 通報の関係でございます。

生活環境課で所管する業務に関して町民から寄せられる通報は、カラスの巣の駆除、蜂の巣の駆除、毒ガの幼虫駆除といった野生生物に関する通報、また、街灯のランプが切れている、道路に穴が空いている、動物の死骸処理といった道路維持に関するもの、そのほか町道沿線の草刈りや不法投棄の情報提供、民有地の除草依頼など多種多様であり、記録として残しているだけで、本年度はこれまで109件の通報がございました。

通報に対する町の取組といたしましては、まず現地を確認した上、即時に処理できるもの、時間を要するもの、業者に依頼が必要なものなど判断を行い適宜処理しているところでございます。なお、通報の方法につきましては、ほとんどが電話であり、窓口やメールといった方法もありますが、少数でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 私のほうから、野生生物の被害の状況についてご紹介させていただきます。

農業者に対しましてアンケートを実施して、状況の把握に努めております。

農業者からのエゾシカの被害報告が多く寄せられておりまして、ハンターへの情報提供を行うため、町の捕獲員と被害農家とのLINEによる情報交換を行っている現状でございます。また、出没の時間を把握し、ハンターが現場に出動しても空振りのないよう努めている状況でございます。

また、最近は議員がおっしゃるとおり、アライグマの出没が多く、年間100頭を超えるような捕獲がされている現状でございます。季節ごとの誘引の餌を変更するなど、捕獲方法の情報の提供を行いまして実施をしております。

また、ここ数年は熊の出没情報はございませんが、通報があった場合には、必ず現場を確認して、慎重に対応している現状でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 答弁をお聞きいたしまして、野生動物のように動いている、また、緊急性、危険性に伴うことはLINEの情報交換が効果的と思いました。

それ以外のことで役場に電話で通報することは、電話対応に人手と時間を費やすことから、職員の負担軽減を図るためにも、室蘭市で活用しているような自動音声による仕組みを将来的に検討すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。再質問です。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 室蘭市で検証している、蜂やカラスの自動音声に対する対応システムの質問かと思えます。

蜂やカラスの問合せは、時期になると役場のほうに電話が入り、その都度職員が業者の連絡先を教えるなど対応を取っているところが現状でございます。

議員ご提案の室蘭市の仕組みの導入につきましては、洞爺湖町の公式LINEの一部に機能を追加することで、自動音声という仕組みではないのですが、画面を操作することで同様の効果が得られるということになっておりますので、次年度に向け、これまでの電話対応に加え、LINEによる問合せができるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 前向きな検討を期待するところでございます。

全国で各企業のDX化に伴い、各自治体も業務効率に向けてDX化が急速に進んでおります。日本におけるLINE登録者は10代から60代で9割近くに上がっているとのこと。その中で、LINE通報システムは、全国で90を超える自治体で導入をされております。

公式LINEにて住民が役場に直接通報できるシステムの内容は、道路損傷、公園遊具の破損、不法投棄、死亡動物、盛土などが選択できるそうであります。このシステムの利点は多く、通報時に写真と情報を送付することで、現地の状況がすぐに分かり、場所の特定も容易なこと、特に野生動物、危険生物は動いているため、写真を撮って通報することはかなり有効と考えられております。

先日、洞爺駅で水やりをしているボランティアの会のメンバーのお話では、朝、花に水やりに行くと、ブロックにガがいっぱいついていました。ガが毒ガか分からないのでスマホで写真を撮り、会のグループLINEで映像を送ると、すぐに担当課の方より毒ガとの情報を送ってきて、水やりを行わないでメンバーは帰り、毒ガの被害に遭わなくてよかったとの話です。LINEでの情報交換は、すぐに対応でき、便利ですとのお話でありました。

このお話を聞き、有害生物へのLINE通報は、即急に情報提供ができることが効果的と思いました。そして、通報者は24時間いつでもどこからでも通報ができる点や、職員も電話に対応する対応時間を削減することができることであります。

近年、自然環境の変化に伴い、市街地への野生動物の出没、即急に町へ通報を要することも増え、さらに道路の損傷などに対する通報などを含め、これらのLINE通報システムの導入は、住民のみならず職員の負担の軽減と業務の効率化にもつながる有効な施策であると思われます。その導入と今後の活用の意向について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） まず、現場の状況をLINEを通じて情報共有できるということは、住民や職員にとって手間や負担の軽減につながるものと考えてございます。

今回議員よりご提案いただいておりますLINE通報システムに関しましては、実は本年3月29日に国土交通省で展開しております道路緊急ダイヤル#9910というようなシステムがございます。こちらは、私道を除いて全ての道路でLINEアプリによる通報が可能となっております。このアプリを利用すると、住民などが、身近に気づいた街灯が切れている、道路に穴が空いている、道路に動物の死骸があるといった情報を、写真と位置情報を併せて発信することで、行政と情報共有を図ることができます。

メリットといたしましては、議員ご指摘の職員の業務負担の軽減のほかに、これまでは国道、道道、町道といった各道路管理者に通報する必要があったものが、このLINEアプリを使用することで、高速道路を除きまして、道路の種別関係なく一括して通報が可能であり、自動で各道路管理者にメールが送られて通報が入るという、非常に利便性のよいシステムとなっております。

町といたしましては、道路維持に関する通報には、このシステムを活用することで広く周知を図っていききたいと考えております。

一方、蜂やカラスなど野生生物の対応には、このシステムは使用できません。ただ、カラスや蜂の巣の駆除などは現場で写真を撮ったり、位置情報を送ったりというようなことをしていると危険な場合もございますので、従来どおりの電話や窓口での対応を考えているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 私のほうからは、エゾシカの対策についてでございます。

被害農家の方との情報の共有をするために、LINEを活用して捕獲頭数の増加につながっている状況でございます。

また、熊のご紹介ですが、熊の場合は危険が伴います。遭遇した場合には命に関わりますので、広く住民の方への周知をすべきものと認識をしております。防災無線の活用やチラシの戸別配布、ファクス送信、看板の設置やホームページやLINEの活用など、あらゆる方法で周知が必要と認識しております。

議員からのご提案のありましたLINE通報システムの利用につきましては、今後の課題と認識をしている現状でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

担当課長の、この＃9910通報システムは国道だけだと思っていましたが、どの道路にも有効だということで分かりました。このような有効なシステムは、即急に広く周知に取り組んでいただきたいと思います。

デジタル技術を活用し、住民サービスの向上に取り組むことは大事なことであります。ですが、地域で孤独、孤立しがちな人たちをしっかりと支えるきめ細かい施策を進めることが大切かと思うところでございます。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、8番、大久保議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を2時45分といたします。

（午後 2時32分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時45分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けたいと思います。

次に、5番、今野議員の質問を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 5番、日本共産党の今野幸子です。よろしくお願いします。

まず、福祉灯油の支給について伺ってまいります。

このような町からの回覧板で、福祉灯油の購入助成のお知らせというものが回ってきまし

た。これについて、ちょっと確認程度に伺ってまいります。

この申請するときにおいて、生活保護世帯、施設や病院に入所、入院している単身世帯並びに冬季間町外に滞在している世帯は支給対象になりませんと書かれております。この中に、一つ注意事項も下のほうに書かれています。この点で、まずは施設や病院に入所、入院している方について伺ってまいります。

2月までに退院または退所の見込みがない方がいる場合、構成員人数並びに収入額には含まないとされてきました。

この申請期限は、11月8日から始まって7年の2月28日までです。昨年2月中に退院できると思っていたのだけれども、日にちはちょっと忘れたのだけれども2月中に退院はできなかったと、それで3月に退院したのだけれども、もう期限が切れているから、ああもう手後れだと思って諦めたと、そういうふうにおっしゃっている方がおりました。もしかしたら、そういう方がほかにもいるかもしれないということで、今回取り上げました。

北海道の冬としては、もう3月、4月、5月も灯油が必要な時期であります。こういったことから、当然締切りは必要なのですが、この締切りを少し延ばして、そういった方がいたときに救済できるという方法はできないものかということでお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） まず、この世帯員、締切り、期日までの考え方について説明させていただきますが、令和6年度の申請期間におきましては、今議員言われましたとおり、11月8日から令和7年2月28日まででありまして、この申請時において施設に入所あるいは入院して2月までに退所また退院の見込みがない方の場合は、要は自宅での生活をしていない考え方ですよということでありますので、これは世帯構成員には含まないとして考えているので、収入についても含まれないということの考え方でございます。

もう一つ、忘れて締切り以降にというようなお話でございましたけれども、現在の要綱上では、3月以降に退所また退院された場合でも、基本的にはこの助成の対象とはしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今の時点で、今後そういうふうには考えていないと言うのですけれども、今後もやはり幅をもう少し広げて、そういった3月に退院した人にも、例えば満額でなくても半分でもいいから支給するという、そういった考えでの救済は考えられないでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございますけれども、実際何日まで過ぎて満額でなくても一部でもというようなご質問かと思っておりますけれども、これは繰り返になりますけれども、何日以降だったら幾らとかということの今取決めということとはしてございませんので、現時点においては、基本的には申請以降の場合は助成の対象とはしていないと

いうことの、繰り返しになりますが、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

本来であれば、もう寒い北海道ですので、少しでもそういった支援、3月1日にもしかしたら退院できるという人の救済とかね、そういったものも、できれば今後考えていただきたいと思います。

二つ目に、住民票上別世帯であっても同居している場合は構成員に含まれないとあります。

家計も別々、そして二世帯型で同居している、この場合、入り口から何から何まで全部区切られて、本当にただ建物上くっついているというだけの、そういった完全なる二世帯型の住宅でない限りは同居になるのか、それとも二世帯としての数え方になるのか、どういったことが判断の基準になるのかをお聞きします。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの判断基準というご質問でございます。

確かに住民票上、例えば分離世帯であったとしても実態として同居している場合ですとか、灯油タンクが同じ場合なんかは、これはやはり同じ構成員としてみなして、収入においても含まれてしまいますよという考えになります。また、例えばそうでない状況においては、やはり何というのでしょうか、本来の申請された中身で我々は原課としては判断せざるを得ない部分もありますが、そこはしっかりと聴取した中で、それぞれの実態に合った形の中での確認をさせていただき、判定をするということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ちょっとその実態というのが分からなくて、どこまでが同居の実態なのか、その世帯、各世帯に分かれていると見るのか、その実態の判断がちょっと私には今分からないのですけれども、その点ちょっと詳しく、例えば今、灯油だけの問題で、灯油のタンクから同じようにやっていけば当然同居と見ますよという部分に関しては分かるのですけれども、何というのですか、同居と本当の二世帯として別ですよという、その区別ですね。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） どこまでを基準としているのかというところですが、やはり別世帯であって、例えば、今、議員が言われる入り口も別だというようなことも含めてでしたら、どこまでを同一世帯だというふうになるという形になると、やはり実際、じゃあどこまで、同一生計というものが違いますよというものを証明できるものがあれば、それは対象になりますということにはなります。それが証明できないのであれば、そこはやはり別世帯であっても同じ同居というような形のくくりになるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） その証明というのは、例えば所得ちゃんと申告するという形で証明できるものなののでしょうか。お互いに別々に申告するという事で証明できるものなののでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 例えば同じタンクを使っているという場合で、ただ、でもこれは実は自分の例えば年金の入る通帳から毎月これだけ灯油代を支払っていますよという、例えば証明ができるのであれば、それはしっかり精査した中で判断をしたいというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

出費の、支出の過程が分かればいいという、そういう形で受け止めてよろしいのでしょうか。次に行かせていただきます。

今、本当に物価高騰が続き生活が圧迫していること、これはもう誰もが感じていることと思います。寒い北海道では、灯油は欠かせません。福祉灯油は生活困窮者を対象にしたものとありますが、生活保護世帯は、健康で文化的な最低限度の生活ということですが、本当に健康で文化的な部分は守られているのか。また、この最低限度の生活、これだけが独り歩きしているかのように思われます。その最低限度の生活である生活保護世帯が福祉灯油の支給対象とされていません。なぜ支給対象とならないのか、その理由をお聞かせください。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの質問でございます。

まず、生活保護制度につきましては、ただいま議員おっしゃられましたとおり、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度ということでございます。生活保護基準額に暖房等の費用として冬季加算を支給し、これは期間としては10月から4月までの7か月間が講じられているという実態でございます。また、町の福祉灯油購入助成事業におきましては、生活保護世帯を除く低所得者に対する生活支援を目的としており、支給対象者にとっては、冬季間の燃料費に対する唯一の助成制度というところでございます。

この両制度の趣旨や目的の違い等があること、そして生活保護受給者でない方との公平性を欠くおそれもあることから、町といたしましては、現時点においては生活保護世帯を支給対象とすることは想定していないということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、不公平感が生まれると、そういった調整感なのだと思いますけれども、生活保護世帯というのは、本当にこれが最低なのだよ、これ以上下がったら駄目なのだよ、それ以下の世帯の人にはいろんな助けを出しなさい、このくらいの気持ちで生活保護世帯というのは守られているものだとは私は考えています。

確かに、10月から4月の間に冬季加算というものが支給されています。この冬季加算は、ふだんはぎりぎりの生活で購入できない防寒着や靴、そして冬物衣類やその他、ストーブが壊れた、その修理代、そういったものに回す様々なものが、この購入などの費用にも回っていきます。

生活保護基準が現在、次々と引き下げられています。老齢加算廃止、これが2004年に段階的に行われ、そして2006年には完全な廃止となりました。母子加算も、同じように2005年に段階的な引下げから完全廃止になりましたが、その年の12月に復活しています。生活扶助基準、これも2013年、最大1割の引下げが行われています。また、住宅扶助基準、これも2015年7月に引き下げられています。冬季加算においても、同じ2015年の冬季、これで削減がされています。生活扶助基準、2018年に再び最大5%の引下げが行われています。このように、どんどん引下げが行われる中で、本当に今までの生活保護世帯、これを守っていけるのかということで、いろんなもう多くの裁判が起きています。

この裁判によって、今、次々と引下げは憲法違反だと、生活を守ることができない、また、下げた理由に物価が安くなってきたと、そういった理由が挙げられていましたが、それも計算のやり方でこれは違うということを裁判の中で認めました。

このように、引下げが憲法違反となっていることが今、裁判で明らかになってきている。やはり最低限度の生活保護世帯、これは引き下げることなく行われなければなりません。この冬季加算があるからといって、生活扶助基準を下げ、また冬季加算の削減が行われてきたわけですが、このような状態を考えると、冬季加算、これが出ているからといって決して生活が困窮していないのかという問題になります。それゆえに、生活保護世帯も福祉灯油の支給対象とするべきではないでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます。

生活保護には8種類の扶助がございます。生活扶助、また住宅扶助、医療扶助、介護、教育等々ということで、例えばなのですが、一人世帯の場合、日常生活に必要な扶助と言われる生活扶助、また住宅扶助でいけば家賃等に必要な費用、これで大体、個人差はございますけれども10万円ぐらいの金額だというふうに承知しているところでございます。併せて冬季加算ということで月、今でいけば1万2,700円ほどの金額だというふうに承知しておりますが、合わせますと月12万何がしというような金額にはなりますけれども、ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、生活保護制度に関しましては、最終的には、目的には自立を助長する制度ということでもございますし、生活保護を除く低所得者にとっては、この冬季間の燃料費を唯一の助成制度だということもございます。

繰り返しにはなりますけれども、この両制度の趣旨ということ、また目的の違い等があることでありますので、ここに関しましては、しっかりと公平性を保ちつつ、しっかり対応していくということが重要だということもございますので、現時点におきましては、生活保護の支給対象というような想定はしていないということもございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 先ほども言いましたが、どんどん引き下げられて、これ以上下げたら生活できないよと、そういったところで裁判が行われて、勝利する裁判が増えてきています。

これは、生活保護世帯に灯油を配給する、支給する、こういったことにおいて、その支給額、これは生活保護世帯の収入には含まないと政府はこのように言っています。ですから、何も福祉灯油を生活保護に支給してはいけませんよと言っているわけではありません。また、生活保護世帯のレベルが下がると、それによっていろんな基準が生活保護基準に支障されている部分がありまして、そうしたら、例えば一つ言えば、生活保護世帯のレベル、それ以下の世帯、多分いると思います。しかし、例えば、それでも非課税になっていない部分の世帯、しかしながら、生活保護世帯の基準よりも低い場合は、そういう人もできるだけ非課税にするべきだろうと、そういった配慮がいろんなところで行われているわけですね。国レベルだけでも、70くらい関係するそれによって決められる部分というのが出てきているわけです。

ですから、灯油にやるなとかそういったものは何もなく、やってもその支給額は収入に入りませんよということが政府でうたっているわけです。だから、福祉灯油の趣旨というのは、あくまでも困窮者を助ける、そういった部分において、今の生活保護世帯は、そうしたら困窮してないのかということを言いたいです。まあね、今、憲法でもこれ以上下げたら駄目だよということも言われている中で、本当に今それが最低レベルの生活保護、これは裕福なのか、困窮になってないのか、町はその点どのようにお考えですか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの生活保護者に対して、今議員の言う月8,000円以内であれば収入に含めないというところのご質問になるかと思います。

確かに通達といたしましては、生活保護の実施の、例えば灯油購入費助成の生活保護上の取扱いについてということでの通達は過去にございました。これにおきましては、国が助成を推奨しているという意味では捉えてございません。地方公共団体が、条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、その8,000円以内は収入に含めないというところの解釈でございますので、助成を受けた場合はというところでございますので、うちの現在の要綱においては、この部分のところに関しましては、生活保護の方に対して助成するといううたわれ方はしていないというところでございますので、こちらの8,000円という部分の中には、現時点では当町としては合致しないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） それでは、福祉灯油の概念、主とするものは、貧困、低所得、困窮している世帯にできるだけ助けなさいという、そういった趣旨だと思うのですが、困窮世帯では入っていないというふうに町は受け取っていると。国はやってもいい、やれって言ってい

なくても、やってもいいということは認めているわけです。町長、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（大西 智君） まとめますけれども、生活保護世帯の方々の町の考え方だと思うのですけれども、そこをまとめてお願いしたいと思います。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、今野議員のほうから、生活保護等についてでございますが、先ほど課長のほうからも答弁ありましたように、やはりこの制度の趣旨と目的の違いというのを感じていただいて、特に生活保護者に関しては、今ご案内のとおり、暖房等の費用として冬季加算を支給しているというところでございます。さらには、生活保護世帯を除く低所得者には、やはりこういった形で支援していくということで、制度自体の趣旨の目的が違ってきておりますので、そのこのところをいま一度理解していただきたいと思います。町としては、現時点において、生活保護者世帯を支給対象とすることは想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 内閣府の地方創生推進室デジタル庁デジタル社会共通機能グループ、ここから事務通達連絡として、重点支援地方交付金の追加についてというのが来ていると思われま。この中には、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくようお願いしますとも書かれています。

こういった中に、低所得と同時に灯油の問題、これは新たに加えられて、冬季を迎える、冬を迎えることの念頭に灯油支援のメニューが書かれております。ぜひ今後考えて、生活保護世帯にも給付、支給できるように考えていただきたいと思います。

次に行きます。給食センターと給食費の無償化について伺ってまいります。

洞爺湖町には、虻田給食センター、そして洞爺給食センターの二つの給食センターがあり、この統合が計画されておりました。しかしながら、二つの統合は中止というか延期になり、今後の見通しはまだ立っていません。再びそれぞれの給食センターにおいて給食を提供することになったわけですが、そこで、統合に当たっては、当然児童生徒の減少とともに、虻田給食センター、高齢化もしている、噴火があったらちょっと危ないんじゃないかと、そういったことが話されていました。この噴火の心配も何一つ変わってはおりません。老朽化、あれから何年もたちます。そして、あちらこちらの修理が必要となってきました。しかしながら、その修理、加えなければならない、ここを直してほしいということに関しては、その都度修理は行っている、このように伺っております。

加熱調理場所や、料理を盛りつけるそちらのほうの場所、作業の場所によっては暑い場所、それからとても寒い場所、そういったところがあるのではないのでしょうか。特に、夏場の暑いところ、冬場の寒いところ、そういったところ、床が多分コンクリートでしょう。入ってはいないので、そういう造りになっていると思います。コンクリートの床というのは、本当に下から冷えてくるのです。また、冷蔵庫や冷凍庫の出し入れ、そういったところでも体

が冷えてきます。水仕事なども、本当に冷える仕事に加わると、とても寒いのではないかと
思われますが、この冷暖房対策はどの程度行われていますか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） それでは、私のほうから、給食センターの冷暖房対策について
お答えさせていただきます。

まず初めに、冷房対策でございますが、虻田給食センターにおいては、昭和59年に建てら
れた施設であるため、エアコンは設置されておりませんが、今年度において、気化式冷風機
を導入し、室内温度を下げる対策を行っております。また、洞爺給食センターはエアコン
が設置されておりますので、問題なく対応しているところでございます。

次に、暖房についてですが、虻田給食センターにおいては床暖房にて対応しており、洞爺
給食センターは温風による暖房となっております。冷暖房への対応につきましては、状況
に応じた対策を行っている認識でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） それはよかったです。

また、調理場では温度や湿度の管理、当然行っていると思われます。こういった空調、も
ちろん外気を直接取り入れているとは思いますが、温度、湿度等の管理、これは規定どお
り行われていますでしょうか。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 温度、湿度の管理についてでございますが、虻田給食セン
ターは、夏場は気化式冷風機により室内温度を下げ、冬場は暖房によって室内温度を20度を
維持している状況でございます。また、洞爺給食センターは、夏場はエアコン、冬場は温風
の暖房により一定の室内温度を維持しているところでございます。

湿度の管理につきましてですが、虻田、洞爺両給食センターともに加湿器、除湿機は設置
されておりませんが、調理場では蒸気釜や温水を使用しているため、一定程度の蒸気や湯気
が室内に加湿されるため、年間平均では、湿度は50から70％に維持されている状況ござい
ます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 80％以下で保たれていると、温度も25度以下で保たれているという状
況を伺いました。

しかし、温風や湿気、それがやはり風であちこちに行くようなことのないような空調が必要
ではないのかなと考えますが、給食センターは、本当に子供たちが口にするものを調理す
る、そういった場所です。食材を扱ったりする重要な場所と私は考えています。

私が気になっている一つは、もうここにいる人がどれだけ分かっているか、多分小学生そ
れ以下かという感じの、1977年の噴火です。そのときは物すごい降灰がありまして、それが

1年近く続きました。もう窓を閉めていても、隙間からも入ってくる。そういった状況が本当にあったということがありまして、本当に灰だらけになってしまう、ちょっと窓を開けると、そこから入ってくる。こういう状況ですね。

だから、給食センターにおいても、外からの出入り、これがとても灰を中に入れてしまう、こういった危険性があります。ですから、給食を作る従業員、そういった方々の以外は、本当に本来はその人たちの専用の入り口、そういったものがあって、できるだけ外気が入らない、そのときに、そういった造りが本来は必要かと考えています。

今後、噴火によるこういった降灰の対策、今から、こういう場合はどうしたらいいのだろう、降灰を外から入れないためにはどういう対策が必要なのだろうか、こういうことを、一応考えておく必要があるのではないかと考えます。もうそろそろ噴火が来てもいい時期なのです。対応策をお聞きします。

○議長（大西 智君） 今野議員、まずは通告に入っていただきたいと思います。2番目の（1）番、通告されているのですけれども、この通告をまずやっていただきたいと思います。今の部分というのは通告の中で示されていない部分なので、関連があるのであれば、修繕という意味で基準等を伺うということをまずやってもらわないと、恐らくこれは皆さん理解できないと思いますので、まずそこに入っていただければと思います。

今野議員。

○5番（今野幸子君） いろいろな修繕を基にして、こういったことを考えていただきたいと思います、通告の中からはそういう問題です。

○議長（大西 智君） それでは、先ほどの質問の噴火の関係でしたか。その答弁をお願いいたします。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 有珠山噴火による降灰についての対応ということで答弁をさせていただきます。

虻田給食センターにおいて問題となるのは、ボイラーの給気や調理室の設備における給排気に支障が出るものと考えておりますが、降灰により支障が出た場合には、清掃や灰の除去期間が数日内であれば、給食の提供においては、備蓄用の非常食やお弁当での対応が可能です。長期間を要する場合は、近隣市町の給食センターでの協力が可能かどうか、今後、検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ気になっていることです。これも通告書の整備の基準、そういったものの関連です。

学校給食施設の区分のその他の部分にありますように、学校給食施設区分の中に、用便後の手洗い、最も危険な汚染源となります。手指から衣服に伝わり、それがドアノブなど汚染

されることのないように、衣服をまず整える前に手洗いができるような、そういったトイレ、トイレ終わって手洗いをして、それから白衣なりを着るという、そういった前室の洗面台などが必要となってきます。

また、今後、コロナのような新型ウイルスが発生する可能性は十分に考えられます。そういった感染対策にも重要となってきます。しかし、今はこのような対応はなされていない状況にあります。将来統合するからと考えると、5年先、10年先と考えているのであれば、今いる中学生は、何回卒業生を送り出すことになるのでしょうか。

先ほどの降灰の対策の一つにも、これはなります。衛生管理の点からも、給食従事者専用のトイレ、洗面所、調理の衣服、そういった着脱室、こういったものが必要ではないでしょうか。対応策をお伺いします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 今のトイレ、着脱室、洗面所の施設についてでございますが、虻田給食センターにおいては、調理室内にトイレがない状況でございます。これは、調理室内にトイレを設置する場合は、トイレの設置基準があるため、設置する場合には大幅な増改築が必要となってきます。調理室内にトイレがあったとしても、調理員がトイレに行く場合は、現在のトイレに行く手順と全く同じ手順となりますので、新たに対応を考えていないところでございます。着脱室、洗面所は調理室に入る前の段階でのこととなりますので、現在の手順と変わらない状況であるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） まあ、多分そのような考えでいるのかなと想像はつきました。

しかし、先ほどの降灰の問題、それから、また新たな感染症、そういったものを外からの空気に触れない、調理員は。ですから調理室から外には出ない、外から入ってこない、これが基本だと思うのです。

そして、やはりそれが重要な感染対策にもなり、降灰の対策にも結びつく、本当に重要な一つとなりますので、確かにすぐ近くにトイレあることは分かっております、ですが、やはりそこでは外の空気に自分たちが当たるとい形になります。ですから、その出入りのときに空気が入る、こういった空気の流れ、こういったものを防ぐために、やはり専用というものが必要になってくるのだらうと私は考えています。

確かにトイレの基準もありまして、お金もかかることとなりますが、できるだけ外の外気に左右されないような動線づくり、これをぜひ考えていただきたい。例えばビニールのシートできちっと出入りをもう完全に囲んでしまおうとか、そういった対応策ですね。完全にトイレを全部造ると言わなくても、そういった対応策はできるのではないかと思います。できる限りの対応策を考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 現段階の状況において問題がないという認識でおりますので、

特段、特別な対応策というのは考えていない状況でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） やはり空気の流れ、これが問題になっているわけであって、問題意識がそこに行かないということもまた問題かなと私は考えてしまうところです。ぜひその部分をもう一度考えて、今後の対策を取っていただきたい、このように考えています。どうぞよろしくお願いします。

次に行きます。

公立小中学校の給食費について、全国の自治体の無償化がこの数年で急激に伸びています。もう7倍とも言われています。無償化が進んでいる中で、アレルギー対策が課題に挙げられている、こういうことが言われています。アレルギーのある子は、そうしたら無償化にしたらどうするのだと、そのお金はどうするのだ、そういうことです。その要因となっている給食費を無償化した場合、お弁当持参の児童生徒には、無償化による負担軽減のメリットがなく不平等が生じるなどが言われています。

しかしながら、可能な限りアレルギー対策の取れる体制、これを整えておくべきと私は考えています。専門的な知識もなく、本やお医者さんなどに聞きかじって、不得意な調理、家の狭い台所で子供のためにアレルギー対策のお弁当を作る、これがいかに大変なことか。まずは流し台の周り、この清掃から始め、そしてどのように調理をしていくかという弁当作りが毎日本当に大変だと、そういう声は聞いています。

当町には二つの給食センターがありますが、それぞれのセンターには、専用調理室、また、仕切られたスペース、そして、そこに必要な調理器具の整備など、虻田給食センターと洞爺給食センターの統合計画では、このアレルギー対策も考えられていました。この統合ができなくなったからといって、アレルギー対策が必要でなくなったということにはなりません。

アレルギー対策として、今、施設の整備、もし今そういった子がいましたら、今できるアレルギー食対応の給食の提供はどのようなものになりますか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） アレルギー対策についてのご質問でございますが、児童生徒の中には少なからず食物アレルギーを持っている児童生徒がおりますが、当町の給食センターはアレルギー対策に対応できる調理施設ではない状況でございます。アレルギー対応の給食を提供できる状況には現在のところありません。

現在、洞爺給食センターでは、アレルギーの児童生徒はおりませんが、虻田給食センターでは6名の児童生徒の保護者からアレルギーの申告があり、当町の対応といたしましては、アレルギー反応は個々に違うことから、保護者ごとに毎月の献立表にアレルギーの原因となる物質が入っている場合に赤字で表記し、その献立の日は一部お弁当を持参いただくこととして対応を行っているところでございます。なお、一部乳製品のアレルギー対応といたしましては、牛乳に代わり麦茶を提供してございます。

これらの児童生徒へのアレルギー対応をする給食を提供することとなると、北海道教育委

員会で示されております学校における食物アレルギー対応の進め方では、通常の給食調理場とは別の調理室を設け、完全に独立した調理室で、専任の調理師により調理を行わなければならないと思います。

これほど厳格な基準がありますことから、アレルギー物質が一般食材と混在しないようにしっかり区分けしなければならないということで、食材の開封から調理機器も別にするなどの対応も必要でございます。アレルギーを引き起こす物質も多岐にわたることを考えますと、子供の命に関わることになりますので、簡単に対応できるものではありませんので、現在の施設での対応は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） アレルギーの食材、またはその子の症状などによって対応の難しいものも当然考えられます。しかし、今できる、先ほど言った、この部分に関してはという印をつけてその部分を持ってきてもらう、そういった対応と同じように、やはりできる部分というのがあるわけです。

そういった部分に関しては、完全な、何というのですか、遮断された一室というか個室、完全な、でなければ駄目だという、そういったアレルギーも確かにあります。しかし、今できるような対応で、結構そこまではやっていないのだけれども、こういう部分はこういう対応を取れば、これはできるね、これはこういう囲いがあればできるねと、そういった形で行っている学校もあります。

そういったことを参考にしながら、今後できる限り食物アレルギー対応の給食の提供について取り組んでいただきたい、このように考えていますが、また、刻み食についても同じように伺いたします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 先ほども申し上げましたとおり、現在の給食センターでは、アレルギー対応の給食提供は困難と考えておりますが、今後、給食センターの統合がなされる場合等においては検討していかねばならないものと考えてございます。

また、刻み食についてでございますが、幼児や、そしゃくがうまくできない等の特別な支援が必要な場合に提供される給食であることから、特別支援学校などでは提供されておりますが、当町の給食センターでは、刻み食の提供は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） やはり統合するまではしないという形の答えが今聞かれて、非常に残念に思われます。その間、やはり何年も対応されないまま卒業していく子がいるという現実。先ほど言ったように、密封でなければできない、そういったアレルギーもありますが、実際行われている状態の対応の仕方というものも現実にあるわけですから、それらをちょっと参考にして、いつ統合になるか分からない、その時期を黙って待つのではなく、できるだけ対

応していただきたい、そのように考えます。

今ある対応、必要であり、アレルギー食対応は必要なのだと、だから、統合したときには考えるということがありましたけれども、統合する前でもやはり必要なことですので、今後、実現できる対応策、どこまでできるか分かりませんが、可能な限りできるような対策、これを一応考えてみる、そういった前進は見られないでしょうか、お聞きします。

○議長（大西 智君） これは先ほど答弁されている中にあると思いますので。先ほどの答弁の中にその趣旨はあります。質問の内容を変えて質問してください。

○5番（今野幸子君） 先ほどの答弁では、今後のこういうふうな対策というのは、ただできないというだけであって、きちっとしなければいけないよという答えであって、私は、それじゃなくて、そこまで行かなくてもいいから、できる対応策、今いろんな学校でも行われている、そこまで行っていないけれども、これだったらこの部分は可能だよねという、そういった対応で行っている学校もあるので、それらを参考にして、少し前向きな考えはないかという質問にしているのです。

○議長（大西 智君） 今の質問で答弁できますか。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいまの、何か前進はないのかといったようなご質問だったかなというふうに思いますけれども、やはり給食を提供する我々としては、子供たちの命を守る、安全安心を守ることが最優先でございますので、例えば小麦アレルギーを持っているお子さんにつきましては、小麦の粉が1粒入っただけでも、極端な話、アレルギーの反応を示してしまうといったようなことがございます。ですので、厳格に一つきちっとアレルギー対応室がなければ、やはりそういったところに踏み込むといったようなことは安易に私どもはできませんので、そこのところをご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。そういう部分も、できないところもあるでしょうけれどもという質問だったのですけれども。

次に行きます。

物価高騰は住民の生活、これを本当に、先ほども言ったように圧迫しています。賃金の値上げ、物価の値上げ幅にも追いつけず、ますます生活は苦しくなる状況にあります。そんな社会状況の中、この数年で小中学校給食無償化、育ち盛りの子がいる、本当に食事代、これは本当に無視できない金額になっていると思います。ましてや生活を取り巻くもの全てがと言っているほど、何もかもが値上がりしています。その値上がり幅も尋常ではありません。それに増して、来年も値上げがもう次々と発表されているものがあります。

家計は本当に今も火の車、来年はますます火の車、こういったこと、電気や燃料費はもうこれ以上節約できない。そこで節約するとしたら何なの。これが食料、これを少し抑える、2食のところを1食、今までいっぱい食べていたところを半分、こんな食費と、それから考

えられるのが給食費と教育費ですね。こういったところが、やはり最終的には節約しなければならないのかなと思います。こんなところで、これ以上あれも節約これも節約という、そういったぴりぴり感というのですか、家の。そういうぴりぴり感というのは、子供はすぐに察してしまいます。小中学校の全員の無償化を望むところですが、前回でも無償はまだ無理だということが言われていました。

そこで、無償化にある程度の制限をつけて行う。いろんなアンケートや何かを見ていると、多子世帯への無償化、これがとても多かったように感じられます。だからそれにしなさいというわけではありません。こういったことが部分的に行われています。中学生だけやろうか、それとも学年だけ選んでやろうかと、そういった無償化も進んでおります。

先ほども言いましたように、重点支援地方交付金、この追加の中にも、その交付金について、推奨事業メニューとして、小中学校における学校給食費の支援が載せられております。これをできる限り使って、部分的な制約の中でも構いません。まずは無償化に向けて一歩踏み出すべきではないかと思います。お聞きします。

○議長（大西 智君） 今野議員、給食センターの給食費の無償化についての（４）でいいですか。

○５番（今野幸子君） はい、そうです。

○議長（大西 智君） 答弁をお願いします。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 給食費の無償化についてお答えさせていただきます。

これまでも一般質問で答弁をさせていただいておりますが、当町は既に高校生通学費助成の拡大、中学生の制服購入費助成、物価高騰分の給食費の一部助成など、多くの支援を実施しておりますので、現段階において、町独自で給食費の無償化や助成の拡大について考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○５番（今野幸子君） 給食費無償化は、まるで行う気はないのか、それとも、無償化したいができないのか。子育て支援としては一時的な給食給付金かもしれない。それもうれしいけれど、長い目で見れば、ずっと給食費、あっ、無償化なのだ、これが一番安心する家庭でのやりくりです。こういった無償化の対策、先ほど言った交付金も考えまして、ぜひ考えていただきたいと思います。

洞爺湖町においては、この物価高騰の中、給食費の値上げを抑えるために補助金を出していただいております。しかしながら、物価高騰が進んでいて、本当にもうやりくりできないわと、給食センターのメニューづくり、または作る人たちの声を依然聞いています。

そこで、上げないで、補助金を出してくれということで訴えました。しかしながら、大変厳しい中で、その補助金が出されました。ですが、次の年には、また物価が上がって、せっかく出していただいたその補助金でもやはりぎりぎりな形、これが繰り返されている状況で

す。先ほども言ったように、もう薄力粉やパスタなど、2月から2%から11%の値上げ、営業用の冷凍食品125品が4月から5%から30%の値上げ、こういったことがもう既に出されています。

来年度も補助金を計上されているようですが、どうかこの物価高に、今年のも物価高、そしてそれに加え、来年度の物価高に足りるような補助額となることを望まれますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 補助額の件ですね。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 一部の助成の物価高についてという部分での答弁をさせていただきます。

継続する物価高騰により、お米をはじめとするあらゆる食材が値上げをしている状況において、当初予算では一部助成額は小中学生一律40円で、総額373万8,000円を予算計上しておりますが、当町で実施しております一汁二菜を維持する上で、大幅な物価上昇から、このたびの12月議会において補正予算を上程し、審議をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） ぜひ安心してメニューが作られる、そういった補助額をぜひ考えていただきたいと思います。

市町村におかれては、先ほど言ったような、こういった対応策がもう交付されていると思いますので、使える部分はぜひ使って、子供たちのために使っていただきたい。これを本当に願ひまして、私の一般質問とします。

○議長（大西 智君） これで、5番、今野議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時54分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員